

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号。以下同じ。）第 16 条の規定により公告する。

入札者は 1 から 5 の個別事項ほか別記「一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

なお、本件は、広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

令和 8 年 9 月 14 日

広島県西部総務事務所長 岡 野 浩 子
(広島県西部建設事務所)

1 発注内容等

(1) 工事名	令和 8 年度 一般国道 4 8 7 号 道路改良工事（法面補修）
(2) 工事場所	江田島市江田島町 小用四丁目
(3) 工事概要	工事延長 L=94.1m 繊維補強モルタル吹付工 A=1,101m ² 鉄筋挿入工 N=330 本 空洞注入工 V=12.4m ³
(4) 工期（予定）	工事着手日から令和 9 年 5 月 26 日まで（約 7 か月）
(5) 予定価格	80,545,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
(6) 落札者の決定方法	低入札価格調査制度対象（建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第 4 条第 2 項第 1 号適用案件（全国標準モデル適用）） 総合評価落札方式適用（実績評価 1 型）（別記「総合評価落札方式に関する事項」による。）
(7) 入札保証金	免除（広島県契約規則第 14 条）
(8) 契約保証金	納付（共通事項 21）
(9) 契約後 V E	対象（共通事項 18）
(10) 資格要件確認書類	総合評価落札方式適用の場合は、総合評価に係る技術資料とともに提出すること（公告 3 (5)・(8) 及び共通事項 7）。それ以外の場合は、開札後に提出を求める（公告 3 (8) 及び共通事項 7）。
(11) 契約担当職員	広島県西部建設事務所長 後 藤 裕 司
(12) 電子契約	対象（別記「電子契約に関する事項」による。）
(13) その他	労務費ダンピング調査対象工事（共通事項 2 (5)） 機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項の適用あり（別記「機密情報の取扱いに関する事項」による。） I C T 活用工事の対象工事（詳細は特記仕様書による。）

2 入札参加資格

共通事項 4 (2) に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件		
(1) 令和 7・8 年度広島県建設工事等入札参加資格	ア 認定が必要な業種	法面処理工事
	イ 格付等級	A 又は B
	ウ 平均工事成績点	——
	エ 災害復旧工事等	——
(2) 営業所（建設業法第 3 条第 1 項）の所在地		格付等級 A：県内に主たる営業所を有する。 格付等級 B：広島市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町又は坂町内に主たる営業所を有する。

(3) 年間平均完成工事高	—
(4) 特定建設業許可の要否	建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、特定建設業許可を必要とする。
設計業務等の受託者（右欄の者）でないこと又は (5) は当該受託者と資本金及び人事面において関係を有さないこと。	復建調査設計株式会社
技 術 要 件	
(6) 元請施工実績	
ア 種類（及び規模）	法面処理工事
イ 完成検査	平成23年4月1日から令和8年9月13日までの間に完成検査を受けていること。
ウ その他	県内における公共工事等に限る。
(7) 配置予定技術者	
ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。
イ 資格等	建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること。
ウ 経験	—
エ 建設業法第26条第3項第2号の適用	認める。ただし、共通事項6(1)ア～イに記載の要件をすべて満たすこと。

- (注) 1 (1)イ、ウについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- 2 (2)及び(4)については、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- 3 (3)は(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。
- 4 (5)の資本金及び人事面における関係とは次の場合をいう。
- ・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有する。
 - ・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。
- 5 (7)イについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- 6 (6)及び(7)が特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率20%以上のものに限る。

3 入札日程等

手続等	期間・期日	場所・方法等
(1)設計図書の閲覧	令和8年9月14日から 令和8年10月2日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	広島県西部建設事務所建設総務課 （広島市南区比治山本町16-12）
(2)設計図書の販売	—	—
(3)設計図書に係る質問	令和8年9月14日から 令和8年9月29日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	メール又は持参により提出 （メールによる場合は必ず事前に電話連絡の上送付すること。送付先： djwsoumu@pref.hiroshima.lg.jp 書面を持参する場合の提出場所は(1)に同じ。）
(4)質問に対する回答書の閲覧	令和8年10月2日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	(1)の場所において閲覧に供する。 広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。

(5) 総合評価に係る技術資料の提出	令和8年9月14日から 令和8年10月6日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	書面で封筒に封入して持参、又は電子入札システムにより入札書と同時に提出 （書面を提出する場合の提出場所は(1)に同じ。）
(6) 入札	令和8年10月5日午前9時から 令和8年10月6日午後4時30分まで ※電子要領に規定する書面参加を行う場合は、 令和8年10月5日午後4時30分から 令和8年10月6日午前9時までを除く。	電子入札 （電子要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所は(1)に同じ。）
(7) 開札	令和8年10月7日午後1時30分	広島県西部建設事務所 入札室
(8) 格要件確認書類の提出	(5)に同じ。	総合評価に係る技術資料及び格要件確認書類を書面で封筒に封入して持参、又は電子入札システムにより入札書と同時に提出（共通事項7） （書面を提出する場合の提出場所は(1)に同じ。）

（注） 休日とは、広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日をいう。

4 工事費内訳書（共通事項2）

共通事項2(1)に掲げる、予定価格及び入札金額により県が求める記入内容について記入し、県が定める【様式1】工事費内訳書（表紙）に入札者の商号又は名称、工事名を記入して提出すること。

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>様式集

5 問合せ先

(1) 工事等に関する問合せ先

広島県西部建設事務所維持第一課（広島市南区比治山本町 16-12 電話 082-250-8154）

(2) 入札手続に関する問合せ先

広島県西部建設事務所建設総務課（広島市南区比治山本町 16-12 電話 082-250-8151）

(3) 契約手続に関する問合せ先

広島県西部建設事務所建設総務課（広島市南区比治山本町 16-12

電話 082-250-8151 ファクシミリ 082-255-3010

メールアドレス djsoumu@pref.hiroshima.lg.jp)

一般競争入札（事後審査型） 公告共通事項

1 入札方法等

- (1) 広島県の電子入札システムを利用して入札を行う電子入札案件（以下「電子入札案件」という。）においては、入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書及び工事費内訳書を提出すること。ただし、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）で定める手続きを経て書面参加を行うこととした者は、持参により、入札書及び工事費内訳書を入札執行者に提出することができる。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 電子入札案件においては、入札公告に関する変更、設計図書に対する質問への回答及び修正事項等がある場合は、広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページに掲載するので、入札書を提出する前に当該ページを確認すること。
 - (4) 入札執行者は、落札者を決定しないで開札手続きを終了するものとする。
 - (5) 電子入札案件の場合においては、電子入札システムを利用した入札及び電子要領で定める手続きを経た書面による入札以外の入札は、認めない。
 - (6) 提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めない。
 - (7) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき
 - イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき
 - エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき
 - オ 入札者が連合して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき
 - カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき
 - キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき
 - ク その他広島県契約規則第21条各号のいずれかに該当するとき
 - (8) この入札に参加する者は、法令等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出すること。
誓約書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。
トップページ>様式集>共通
- ア 提出方法等
- (ア) 電子入札システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより提出を行うものとする。なお、共同企業体の場合は、入札の際に、電子入札システムにより提出する入札書とともに、誓約書を構成員ごとに提出すること。
 - (イ) 書面により入札に参加する者は、入札の際に入札書及び工事費内訳書とともに誓約書を提出すること。
 - (ウ) 書面参加者は、書面により誓約書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。
 - a 提出者の商号又は名称
 - b 誓約書及び工事費内訳書が在中している旨
 - c 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日
 - (エ) 上記により難しい場合は、別に定める。
- イ 誓約書を入札時に提出していない場合又は誓約書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね3日以内）に提出すること。発注者が指定した提出期限内に誓約書の提出がない場合は、無効とし、落札者とししないものとする。当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

2 工事費内訳書の取扱い（広島県工事費内訳書取扱要領による。）

(1) 工事費内訳書の記入内容は、次のとおりとする。

提出対象	記入内容
全者	・工事費内訳書（表紙）【様式1】 ・工事費の内訳【様式2】 ・労務費の算定方法【様式2-2】
調査基準価格未満で入札した者 （開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合）	・下請負人及び見積額【様式2】 ・労務賃金調書【様式3】

※ 調査基準価格未満だった場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル4までの費目を記入し、下請負人及び見積額を記入した【様式2】及び【様式3】については、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書で指定した提出期限内（依頼日から起算して3日以内）に提出すること。

※ 様式2-2は労務費ダンピング調査対象外工事の場合、提出不要。

(2) 記入上の留意事項

ア 【様式1】工事費内訳書（表紙）

(ア) 入札者の商号又は名称、工事名を記入すること。

(イ) 「低入札価格調査に係る意向確認欄」について回答すること。記載がない場合は、低入札価格調査を辞退するものとして取扱う。なお、入札価格が調査基準価格を下回る場合に調査を受検する意向を明示しているにも関わらず、調査資料等の提出を行わない場合は、指名除外を行う場合がある。

イ 【様式2】「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

（工事費の内訳）

(ア) 工事名、入札者の商号又は名称を記入すること。

(イ) 工事数量総括表に記載されている、費目・工種明細など、単位及び数量を漏れなく記入したうえで、見積額を記入すること。なお、入札書の提出時点では、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル3までの記入とするが、開札後に発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書により依頼した場合はレベル4まで記入すること。

(ウ) 工事価格は、入札価格と同額であること。

なお、工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計と入札価格が同額であること。

(エ) 諸経費等については、適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。

なお、工事数量総括表で本工事費、付帯工事費、補償工事費等、費目が複数設定されている場合は、それぞれの費目毎に諸経費等を記入すること。

また、施工箇所が点在する工事や災害復旧工事などで2箇所以上の工事箇所がある場合も、それぞれの箇所毎に諸経費等を記入すること。

(オ) 総合評価落札方式適用工事のうち、技術評価2型、技術評価1型及び高度技術提案型により実施する工事において、上記(イ)の区分に応じて、工事数量総括表に記載されている費目のレベル3まで記載した場合はレベル3の工種の下に、レベル4まで記載した場合はレベル4の工種の下に、経費及び提案内容を記入すること。

(カ) 材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金の見積額を記入すること。

なお、材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金については、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、次のように記入すること。

（全額計上が困難）「算出不能」、「計上不可」等と記入

（一部計上が困難）計上可能な分のみ記入し、「***（一部計上）」円等と記入

※ 「算出が困難な場合」とは、適用された積算方式において各経費を分離することが困難な場合を想定しており、単に下請事業者が未定、積み上げ対象が多岐に渡る等の理由による場合は含まない。

※ 法定福利費はこの取扱いの対象外である。

また、建設業退職金共済契約に係る掛金について、納付の対象となる労働者がいない場合（下請予定業者を含め、建設業退職金共済制度の加入事業者がいない場合など）は、金額の欄に「－」と記入すること。

(下請負人及び見積額)

(キ) 全ての一次下請予定者の商号又は名称を記入すること。

(ク) 工事費の内訳に記載された全ての項目について、入札者及び全ての一次下請予定者の内訳を記入すること。

(ケ) 一次下請予定者から見積を徴取する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、具体的な工種・数量等を明示した見積とし、一次下請予定者が押印した見積書の写しを添付すること。

ウ 【様式２－２】 労務費の算定方法

(2)イ(カ)で記入した労務費の算定方法について、回答すること。

エ 【様式３】 労務賃金調書

(ア) 入札者及び全ての一次下請予定者について記入すること。

(イ) 職種欄に該当職種がない場合は、行を追加して記入すること。

(3) 提出方法等

ア 書面により入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

イ 電子要領に基づく電子入札システムにより入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付すること。

ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合は、求める全ての様式を書面により提出すること（電子ファイルと書面の併用や、両方での提出は認めない。）。

なお、この場合においては、電子入札システムへ「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付すること。

ウ 書面によらない場合は、Microsoft Excel、Microsoft Word 又は Adobe Acrobat Reader で閲覧・印刷可能なものとする。

なお、書面参加者は、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。

(ア) 提出者の商号又は名称

(イ) 誓約書及び工事費内訳書が在中している旨

(ウ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

エ 上記により難い場合は、別に定める。

(4) 次に該当する者は失格とし、落札者とししないものとする。

ア 全般

(ア) (1)で記入を求める様式（様式２－２を除く）が開札時に提出されていない場合

(イ) (5)アに規定する労務費ダンピング調査の調査対象者について、様式２－２が開札時に提出されていないまたは記載内容に不備があった場合に、発注者が指定した提出期間内（依頼日から起算して概ね３日以内）に提出を求めたにも関わらず提出がなかった場合。

(ウ) (3)で規定する提出方法によらない場合（様式２－２を除く）

イ 様式１

(ア) 入札者の商号又は名称が適切に記入されていない場合

(イ) 当該工事の工事名が適切に記入されていない場合

ウ 様式２

(工事費の内訳)

(ア) 当該工事の工事名が適切に記入されていない場合

(イ) 入札者の商号又は名称が記入されていない場合

(ウ) 設計図書に示す工事数量総括表に記載されている「費目・工種明細など」、「単位」、「数量」が漏れなく適切に記入されていない場合及びそれらの「見積額」が記入されていない場合。なお、調査基準価格以上で入札する場合は、工事数量総括表に記載されている費目などのうちレベル３まで記入し、レベル４は記入不要とする。

(エ) 工事価格（工事価格が複数設定されている工事数量総括表においては、工事価格の合計金額）と入札金額が異なる場合

(オ) (2)で記入を求めている場合において、技術提案の内容及びそれに係る経費等が適切に記入されていない場合

(カ) (2)イ(カ)の見積額が記入されていない場合。ただし、(2)イ(カ)のなお書き及びまた書きの場合は除く。

(下請負人及び見積額)

(キ) (1)で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者の商号又は名称が記入されていない場合

- (ク) (1)で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、全ての一次下請予定者からの見積書（写し）の添付がない場合、一次下請予定者の押印が無い場合又は具体的な工種・数量等を明示した見積となっていない場合
- (ケ) (1)で記入を求めている場合において、下請を予定しているが、一次下請予定者からの見積書に記入された工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格が一致しない場合

エ 様式3

- (ア) (1)で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者（下請の予定がある場合）の会社名が記入されていない場合
- (イ) (1)で記入を求めている場合において、入札者及び全ての一次下請予定者（下請の予定がある場合）の該当職種の最低額及び最高額が記入されていない場合

(5) 労務費ダンピング調査対象工事における取扱い、次のとおりとする。

ア 調査対象者

落札候補者のうち、工事費内訳書に記入した直接工事費が、官積算の直接工事費の97%を下回る者

イ 調査方法

様式2-2により、調査対象者の労務費の算定方法を確認し、労務費が適切に算定されているかを確認する。

ウ 調査後の対応

労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合、契約を締結した上で、適切な労務費の確保について、書面により要請するとともに、建設業法第40条の4に基づく調査を行う者（以下「建設Gメン」という。）への通報を行う。また、(6)に規定する完成後の調査の実施対象とする。

(6) 契約締結後、受注者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとして、発注者から求めがあった場合、広島県工事費内訳書取扱要領10に規定する完成後の調査に応じなければならない。

ア 工事費内訳書の経費区分ごとに計上した金額が、官積算と比較して著しく低い場合

イ 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合

ウ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合

エ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、必要な費用が適切に確保されていなかったことによるものと疑われる場合

オ 労務費ダンピング調査において、労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合

- (7) 提出された工事費内訳書の引換え、変更、撤回（取消）又は追加等は認めない。
- (8) 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- (9) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ建設Gメン、許可行政庁、公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。
- (10) 提出された工事費内訳書は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示の対象となる。
- (11) 工事費内訳書については、ここに記載のもののほか、「広島県工事費内訳書取扱要領」によるものとする。

「広島県工事費内訳書取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

トップページ>様式集

3 設計図書の販売

設計図書の販売を行う場合の受付場所及び購入方法等については、広島県の調達情報のホームページを確認すること。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>入札・契約制度>建設工事の設計図書販売業務について

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者（特定建設工事共同企業体又は地域維持型建設共同企業体を対象に入札を行う場合にあっては、入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員をいう。以下同じ。）に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、開札日において満たしていなければならない。
- (2) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

ア この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱2(1)に規定する指名除外（以下「指名除外」という。）、県発注工事における下請負の制限基準2に規定する下請制限（以下「下請制限」という。）又は県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱2に規定する契約制限（以下「契約制限」という。）若しくは

建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱（平成 8 年 1 月 1 日施行。以下「低入札要綱」という。）第 10 条第 2 項第 2 号の規定に該当したことによる入札参加の制限の対象となっていないこと。

イ この公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。

ウ 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けていること。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

(3) その所在地について技術要件以外の要件としていることがある建設業法第 3 条第 1 項の営業所のうち、「主たる営業所」とは、営業所を統括し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。

(4) 技術要件以外の要件としていることがある一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記 1 の 1 又は 2 の要件を満たす者は、次の者をいう。

ア 一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記 1 の 1 の要件を満たす者

次のいずれかに該当している者をいう。

（注 該当者は、広島県の調達情報のホームページ（<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>「トップページ」入札参加資格>3 入札参加資格者名簿」）に掲載の令和 7・8 年度県建設工事等入札参加資格者名簿【EXCEL 版】の「優良企業」欄に「1」又は「2」が表示されている。）

《建設工事等入札参加資格者名簿【EXCEL 版】の表示》

該当区分	名簿の表示
(ア)に該当	1
(ア)・(イ)の両方に該当	1
(イ)に該当	2

ただし、当該一般競争入札の公告日において、指名除外、下請制限又は契約制限の期間満了後 1 年を経過していない者を除く。

(ア) 令和 2 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの間に、竣工検査に合格した広島県発注の建設工事のうち、工事成績評点が付されている各建設工事（当該一般競争入札の対象工事と同じ業種のものに限る。）の元請施工実績件数及びその平均工事成績点が次表に掲げるとおりであること。

業 種	元請施工実績件数	平均工事成績点
土木一式工事	4 件以上	8 2 点以上
とび・土工・コンクリート工事	4 件以上	8 3 点以上
法面処理工事	4 件以上	8 4 点以上
電気工事	4 件以上	8 2 点以上
管工事	4 件以上	8 3 点以上
鋼構造物工事	4 件以上	8 8 点以上
舗装工事	4 件以上	8 3 点以上
しゅんせつ工事	4 件以上	8 3 点以上
塗装工事	4 件以上	8 1 点以上
機械器具設置工事	4 件以上	8 3 点以上
電気通信工事	4 件以上	8 1 点以上
造園工事	4 件以上	7 7 点以上
水道施設工事	4 件以上	8 3 点以上
解体工事	4 件以上	8 2 点以上

(イ) 当該一般競争入札の対象工事と同じ業種の工事について、令和 4 年度から令和 7 年度に優良建設工事等表彰事務取扱要領の規定に基づき優良建設業者として表彰を受けた者であること。

イ 一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記 1 の 2 の要件を満たす者

令和 7 年度及び 8 年度県建設工事等入札参加資格者名簿における平均工事成績点が、建設工事指名業者等選定要綱別表第 6 に定める平均工事成績点（次表に掲げるとおり）を満たす者

業 種	格付等級	平均工事成績点
土木一式工事	B	80点以上
	C	78点以上

(注 該当者は、広島県の調達情報のホームページ (<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp> 「トップページ」入札参加資格>3入札参加資格者名簿))に掲載の令和7・8年度県建設工事等入札参加資格者名簿【EXCEL版】の「準白枠」欄に「1」が表示されている。)

ただし、当該一般競争入札の公告日において、指名除外、下請制限又は契約制限の期間満了後1年を経過していない者を除く。

- (5) 技術要件の元請施工実績が「公共工事等」に限定されている場合の「公共工事等」とは、次に掲げる者が発注した工事というものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）

ウ 当該工事の発注当時において効力を有していた建設業法施行規則第18条に掲げる法人

エ その他ア、イ又はウに準ずる者が発注した工事

- (6) 技術要件の元請施工実績における種類の意義は、次に掲げるとおりである。

工種名	内 容
道路改良工事	道路中心線設計・道路縦断設計に基づき施工管理する1車線以上の道路の新設及び改築工事 ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく道路に限る。
道路工事	上記以外の道路工事で、道路維持修繕工事、道路構造物維持工事又は道路災害復旧工事等 ただし、この場合の道路とは、道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく道路に限る。
橋梁下部工事	1車線以上の車道橋における橋台・橋脚の新設工事
河川・砂防改修工事	流量計算に基づいて計画された河川、砂防溪流保全工事又は砂防えん堤工事
河川・砂防工事	上記以外の河川・砂防工事で、維持修繕又は災害復旧工事等
海上施工による港湾・海岸・漁港工事	海上で作業船による港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア 港湾施設とは港湾法第2条第5項に規定する施設 イ 漁港施設とは漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する施設 ウ 海岸保全施設とは海岸法第2条第1項に規定する施設 エ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の工事に伴い、ア～ウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない。 オ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の補償工事、附帯工事に伴い、ア～ウの施設を新設した工事は含む。 カ 築造工事には、維持修繕工事及び仮設工のみ海上作業船で施工した工事は含まない。 キ 作業船には、資材運搬船及び潜水士船は含まない。
港湾・海岸・漁港工事	港湾施設、漁港施設又は海岸保全施設の築造工事又は災害復旧工事 ア 港湾施設とは港湾法第2条第5項に規定する施設 イ 漁港施設とは漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する施設 ウ 海岸保全施設とは海岸法第2条第1項に規定する施設 エ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の工事に伴い、ア～ウの施設の撤去仕戻しを行った工事は含まない。 オ 築造工事には、ア～ウ以外の施設の補償工事、附帯工事に伴い、ア～ウの施設を新設した工事は含む。 カ 築造工事には、維持修繕工事は含まない。 キ 当該工事には、潮位の干満の影響を受けない部分の工事は含まない。
下水処理場工事	下水処理施設の新設又は増築工事 ただし、維持修繕工事は含まない。
下水道工事	上記以外の下水道工事で、下水道処理施設の維持修繕工事

管渠開削工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く。）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、開削工法による新設工事
管渠推進工事	下水道事業、集落排水事業、水道用水供給事業（給水管を除く。）、工業用水道事業又は農業用かんがい排水事業の管渠埋設工事のうち、推進工法による新設工事
治山工事	森林法に規定する保安施設事業の溪間工事又は山腹工事
道路舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく道路において、アスファルト舗装要綱に基づくアスファルト舗装工事（オーバーレイ舗装を含む。）
コンクリート舗装工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく道路において、セメントコンクリート舗装要綱に基づくコンクリート舗装工事
急傾斜地崩壊対策工事	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策工事又は、市町を事業主体とする急傾斜地崩壊対策工事（広島県補助事業に限る。）。ただし、維持修繕工事又は小規模崩壊地復旧工事は含まない。
道路付属物設置工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく道路における標識、防護柵、道路反射鏡、視線誘導標、道路鈺の設置等の道路附属物施設設置工事
区画線工事	道路法、道路運送法、土地改良法、森林法、港湾法又は漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく道路における区画線設置工事

(7) 技術要件以外の要件において建設業法第15条の許可（特定建設業許可）が不要とされている工事であっても、下請代金の額によっては、建設業法第3条第1項の規定により特定建設業許可が必要となる場合があるので注意すること。この場合には、技術要件において建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者）を配置することとされている工事であっても、建設業法第26条の規定により主任技術者にかえて建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者）を配置しなければならない。

(8) 県内建設業者の合併等に関する特例要綱第5条の措置を受けている者は、技術要件以外の要件である「認定された一般競争入札参加資格の格付けの等級」について、主たる営業所の所在地の地域においては、本来の等級のほか、その直近下位の等級の格付けも有するものとみなす。また、「建設業法第3条第1項の営業所の所在地」について、合併会社等のその他の営業所で合併等の日までの15年以内に県と建設工事請負契約を締結した実績があるものは、合併会社等の主たる営業所とみなす（合併等の日の直前に合併当事会社等の主たる営業所であったものに限る。）。

なお、県工事の受注実績については、受注機会の確保措置を受けようとする業種のものに限る。

5 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い

(1) 配置予定である監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者でなければならない。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方を有するものであること。

(2) 配置予定技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事（専任の要否については公告個別事項に記載している。）にあつては、恒常的な雇用関係を要しない。

(3) 現場代理人は、入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。

(4) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記入するものとする。ただし、工事着手日選択型契約方式を適用した工事については、工事着手日時点で配置できる技術者を記入するものとする。

なお、「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。また、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者を同一としない場合は、それぞれ3人を限度とする。）を記入することができる。

(5) 「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」の提出期限の翌日以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等は認めない。

(6) 手持ち工事の工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。

(7) 落札後、工事の施工に当たって、「企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書」に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合に限る。

(8) 開札日において建設業許可における経営業務の管理責任者又は営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者（当該事項に関して必要な変更届を、開札日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。））の配置は認めない。ただし、技術者の専任性が求められる工事にあつては次のアの要件を満たす場合、専任性が求められない工事にあつては次のア、イのいずれかの要件を満たす場合には、当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、例外的

に配置を可能とする（アの要件を満たす場合は本件工事に限る。また監理技術者としての配置は次のアの要件を満たす特定営業所技術者に限る。）。

ア 建設業法第 26 条の 5 第 1 項の要件をすべて満たすこと（経營業務の管理責任者の場合、同項第 1 号の「当該営業所」を「主たる営業所」と読み替えて準用する。）。

イ 次の要件をすべて満たすこと。

（ア） 当該営業所（経營業務の管理責任者の場合は、主たる営業所）において請負契約が締結された建設工事であること。

（イ） 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。

（ウ） 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

- （9） 配置予定技術者に関する要件としている「建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者」とは、1 級国家資格者（1 級の技術検定合格者、技術士、1 級建築士）をいい、同号ロに該当する者（指導監督実務経験者）及び同号ハに該当する者（国土交通大臣特別認定者）を除く。

6 配置技術者の兼務等

配置技術者の兼務等については次のとおりとし、受注者が本件工事に係る主任技術者又は監理技術者を定めて工事現場に置いたときは、このことについて誓約書の提出を求めるものとする。

- （1） 本件工事が建設業法第 26 条第 2 項に該当する場合、配置技術者は監理技術者として専任で配置すること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きを適用する工事にあっては、この限りでない。この場合、兼務する工事の数は、本件工事を含め 2 件まで（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事と見なす。）とする。なお、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号を適用する工事（調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合を除く。）においては、次の要件をすべて満たすこと。

ア 兼務する工事の施工箇所は、同一の市町（安芸郡 4 町においては安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が 10 km 程度以内であること。

イ 工事現場に専任で配置する建設業法施行令（以下「施行令」という。）第 29 条第 1 項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）が入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

- （2） 本件工事が主任技術者の専任を要する工事の場合、配置技術者は次の要件を満たすこと。

ア 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号又は施行令第 27 条第 2 項が適用される工事を除き、他の工事の技術者として配置されていないこと。

イ 施行令第 27 条第 2 項が適用される工事を除き、他の工事の現場代理人として配置されていないこと。

ウ 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号又は施行令第 27 条第 2 項が適用される工事にあっては、本件工事を含め 3 件以上の公共工事の技術者として配置されていないこと。

エ 施行令第 27 条第 2 項が適用される工事にあっては、本件工事を含め 3 件以上の公共工事の現場代理人として配置されていないこと。

オ 技術者又は現場代理人として管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内（安芸郡 4 町については安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が 10 km 程度以内であること。

- （3） 本件工事が主任技術者の専任を要さない工事の場合、配置技術者は次の要件を満たすこと。

ア 施行令第 1 条の 2 及び第 27 条第 1 項に該当しない工事にあっては、本件工事を含め 6 件（災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託に係る件数を除く。）以上の公共工事の現場代理人として配置されていないこと（管理する工事の施工箇所は、全て同一の市町内（安芸郡 4 町については安芸郡内）であること。）。

イ 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号又は施行令第 27 条第 2 項が適用される工事にあっては、本件工事を含め 3 件以上の公共工事の技術者として配置されていないこと。

ウ 施行令第 27 条第 2 項が適用される工事にあっては、本件工事を含め 3 件以上の公共工事の現場代理人として配置されていないこと。

エ 施行令第 27 条第 1 項に該当する工事で、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号又は施行令第 27 条第 2 項が適用されない工事にあっては、技術者として配置されていないこと（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号が適用される工事にあっては、本件工事においても同様の要件を満たすこと。）。

オ 施行令第 27 条第 1 項に該当する工事で、施行令第 27 条第 2 項が適用されない工事にあっては、現場代理人として配置されていないこと。

カ 技術者又は現場代理人として兼務又は管理する工事の施工箇所は、施行令第 27 条第 2 項が適用される工事にあつては、全て同一の市町内（安芸郡 4 町については安芸郡内）かつ工事箇所の間隔が 10 km 程度以内であること。

7 資格要件確認書類の提出

- (1) 総合評価落札方式を適用する工事においては、全ての入札者は、総合評価落札方式に係る技術資料及び資格要件確認資料を同封し、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。なお、電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、工事費内訳書等とあわせて、総合評価落札方式に係る技術資料及び資格要件確認資料（Adobe Acrobat Reader で閲覧・印刷可能であること。）を添付して提出することも可能とする。ただし、電子ファイルの容量の問題により、部分的に総合評価の技術資料及び資格要件確認資料を添付することは不可とし、容量を超える場合は全て書面で提出すること。

ア 提出者の商号又は名称

イ 総合評価落札方式に係る技術資料及び資格要件確認資料が在中している旨

ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

- (2) 総合評価落札方式を適用しない工事においては、開札手続きの終了後に、資格要件確認書類提出依頼書により落札候補者に対して資格要件確認書類の提出を求めるものとする。ただし、資格要件を満たしていない者が入札したと疑われる場合など、必要に応じて落札候補者以外の入札参加者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることがある。提出方法は、電子入札システムにより提出（電子入札案件に限る。ただし、落札決定後に提出を求める場合を除く。）すること。

なお、電子ファイルの容量が電子入札システムの容量を超えることになる場合、その性質上電子化に適さないものがある場合、その他電子ファイルによる提出に適さない場合は、公告個別事項 3 に掲げる、「電子要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所」へ書面により持参することができる。提出期間は、資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。）午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

- (3) 資格要件確認書類を提出する際には、次のとおり添付書類を添付すること。

ア 技術資料・資格要件確認資料提出書 (一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記様式第 3 号)	・総合評価に係る技術資料及び資格要件確認書類を同時に提出する場合は、省略を可とする。 ・特定共同企業体として入札参加希望する場合の添付書類は、構成員ごとに作成すること。
イ 企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書 (一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記様式第 4 号)	・直近の経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日には、現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を記入すること（入札参加資格として年間平均完成工事高の要件を求めている場合において、対象となる年度の県建設工事等入札参加資格者名簿で、公告において求めている年間平均完成工事高の条件を満たしていることが判断できない場合は、条件を満たしていることが確認できる現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書を添付すること。）。 ・添付資料が総合評価の技術資料と重複するものについては、資格要件確認資料の添付資料の省略を可とする。 ＜企業の施工実績＞ ・工事名は、完了検査を終了している工事について記載すること。 ・工事内容は、公告に記載した技術要件の施工実績の実績が確認できるよう、明確に記載すること。 ・「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。コリンズだけで施工実績が確認できる場合は、登録内容確認書の添付は不要とする。 ・「コリンズの登録が無の場合」又は「コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合」は、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。 ＜技術者の資格・経験工事＞ ・技術者の経験工事の概要の「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合は、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。ただし、配置予定技術者の工事経験が要件とされていない工事にあつては、この欄の記入は不要である。

	・監理技術者を配置する工事にあつては、監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を添付すること。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方の写し（講習修了証は表面のみ。）を添付すること。なお、監理技術者補佐を配置する工事にあつては、資格を確認できる書類の写しを添付すること（監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号を適用する監理技術者に求める技術検定種目と同一であること）。 ・主任技術者を配置する工事にあつては、資格を確認できる書類の写しを添付すること（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）。 ・他の工事現場に現場代理人として配置している者（災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託を除く。）を配置予定技術者とする場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを添付すること（本件工事が、主任技術者の専任を求めない災害復旧工事の場合は添付を不要とする。）。 ・配置予定技術者（監理技術者補佐を含む）と受注者との雇用関係が確認できるもの（最新の住民税特別徴収税額通知書の写し、最新の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも雇用関係の確認に必要な項目については復元できない程度にマスキングを施すこと。））を添付すること。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。なお、専任配置を要する場合にあつては恒常的な雇用関係（3か月以上）が必要であり、上記のうち恒常的な雇用関係が確認できるものを添付すること。 ・配置予定技術者の経験は、原則として工事の全期間（次に定める期間を除く。）従事している場合に認めることとし、準じる技術者（監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であつたと認められる者）の場合は、「下請けを指導する立場」であつたことを確認できる施工体系図等を添付すること（コリンズで経験を確認することができる監理技術者補佐を除く。なお、低入札要綱第10条へ記載の「低入札技術者」としての施工実績は認めていない。）。 （ア）工期の始期から現場施工に着手するまでの期間 （イ）工事を全面的に一時中止している期間 （ウ）工事完成通知の提出以降、引渡しを受けるまでの期間 ・技術者の他の工事の従事状況の「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは他の工事の内容が確認できない場合は契約書の写し（工期が確認できるもので可。）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。 ・複数の技術者を記入する場合は、別記様式第4号を複写して添付すること。 ・特定共同企業体として入札参加希望する場合の添付書類は、構成員ごとに作成すること。
ウ 建設工事施工実績証明(願)書 （一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）別記様式第5号）	・コリンズに登録した以外の工事等で、公告に記載した技術要件の施工実績を証明する場合に使用する（コリンズに登録した工事では提出不要。）。 ・完了検査を終了している工事について記載すること。 ・施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。 ・受注形態は、該当しないものを抹消すること。 ・公告に記載した技術要件の施工実績の実績について、明確に記載すること。 ・当該発注機関（今回、一般競争入札によって工事を発注する機関）の発注工事に係る施工実績の場合は、発注者の証明は要しない。 ・最終請負金額欄については、当該実績がJV工事（共同施工方式）の場合には、JVで受注した全体額を記載し、（ ）内に出資比率に基づいて当該申請者が受注した額を記載すること。

(4) 資格要件確認書類の様式は、広島県の調達情報のホームページ (<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp> 「トップページ」>様式集>建設工事関係_入札・資格関係>一般競争入札（事後審査型））」に掲載している。

- (5) 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合は、原則として当該入札者（落札候補者以外の入札者を含む。）に対し指名除外措置を行う。
- (6) 次のアからウのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、原則として当該入札者（落札候補者以外の入札者を含む。）に対し指名除外措置を行う。
- ア 発注機関の長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
- イ 資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合
- ウ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- (7) 提出された資格要件確認書類は、これを提出者に無断で使用しない。
- (8) 資格要件を満たしていることが確認できないため、入札を無効とする旨の通知を発注機関の長から受けた者は、その判断の理由の説明を求めることができる。

8 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者（予定価格以下の価格で入札を行った者のうち最低価格入札者をいう。）について、広島県工事費内訳書取扱要領に基づく審査を行う。審査の結果、適格である場合、落札候補者から提出を受けた資格要件確認書類等により当該工事の入札参加資格の審査を行い、資格要件を満たしていることが確認できる場合はその者を落札者として決定するものとする。落札候補者について資格要件を満たしていることが確認できない場合（7(6)の規定により資格要件を満たしていないものとみなす場合を含む。）は、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について同様の審査を行うものとする。この場合において、無効とされた者を除く最低価格入札者が二人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって（電子入札案件においては電子くじによって）落札候補者として選ばれた一人の入札者について、優先的に審査及び落札者の決定を行うものとする。
- なお、総合評価落札方式においては「最低価格入札者」を「価格と価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高い者」と読み替えるものとする。
- (2) 建設工事執行規則第7条の2の規定により調査基準価格を定めた工事において調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）がある場合は、(1)の規定による審査に加えて低入札要綱に基づく調査を行った上で落札者を決定する（同要綱別記1「適正な履行確保の基準」を満たす者でなければ落札者としない。）ものとする。
- (3) 低入札要綱第7条第2項に基づく低入札価格調査資料等提出依頼を受けた場合、同依頼において指定された提出期限の日までに、同条第4項に定める資料及びその添付書類を提出しなければならない。提出しない場合は、その者に対し指名除外措置を行うことがある。
- (4) 落札者の決定がなされた場合には、その旨を当該工事の入札に参加したすべての者に通知するものとする。

9 調査基準価格を下回る金額で入札した者を落札者とした場合の措置

- (1) 低価格入札者と契約するときは、次のとおりとする。
- ア 契約保証金の金額を請負代金額の10分の3以上とする。
- イ 建設工事請負契約約款第46条の3第2項の規定による契約解除（受注者の債務不履行等による契約解除）が行われた場合に受注者が支払うべき違約金を請負代金額の10分の3とする。
- ウ 建設工事請負契約約款第46条の5第1項に定める契約不適合責任期間について、「引渡しを受けた日から2年以内」を、特例により「引渡しを受けた日から4年以内」とする。また、同条第2項に定める契約不適合責任期間は、「引渡しを受けた日から1年」を、特例により「引渡しを受けた日から2年」とする。
- エ 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が5,000万円以上の場合、監理技術者又は主任技術者とは別に、これらと同等程度の技術者（以下「低入札技術者」という。）を専任で1名配置しなければならないこととする。また、低入札技術者は、現場代理人を兼ねることはできない。なお、低入札技術者の要件は、経験を除き、入札公告で定めた配置予定技術者の要件（直接的かつ恒常的な雇用関係を含む。）と同一とする。
- オ 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が5,000万円未満の場合、監理技術者又は主任技術者は現場代理人を兼ねることができないものとする。
- カ 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が5億円以上の場合、受注者及び下請契約金額が500万円以上の1次下請業者（以下「受注者等」という。）は、低入札要綱第15条に規定する施工中における社会保険労務士による労務監査（以下「施工中の労務監査」という。）を受けるものとする。
- (2) 低入札要綱第10条第2項の規定による重点調査対象者を落札者として契約を締結するときの追加措置は次のとおりとする。
- ア 前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする。

- イ 当該工事が完了し、県が引渡しを受ける日までの間、業種を問わずその者が他の県発注工事に関する入札に参加することを認めないこととする（追加措置の対象となった者が共同企業体の場合で、一部の構成員がこの要件を満たしていない場合は、当該構成員についてのみ他の県発注工事に関する入札への参加を認めないこととする。）。
- ウ 受注者は自らが行う施工管理とは別に、第三者による出来形管理及び品質管理の照査を追加して実施し、その記録及び関係書類を発注者に提出しなければならないこととする。なお、第三者による照査は、設計図書で定める施工管理を、受注者の費用負担により行うものとする。追加して出来形管理及び品質管理の照査を行う第三者は、低入札要綱第10条第2項第3号ア及びビの要件をすべて満たす者でなければならない。
- エ 受注者等は、低入札要綱第15条に規定する施工中の労務監査を受けるものとする。
- (3) 下請工事を発注する場合又は主要資材を購入しようとする場合は、原則として低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容で発注しなければならない。
- やむを得ず低入札価格調査において予定していた契約の相手方又は内容を変更して発注しようとする場合は、低入札要綱第12条第2項に定める様式をあらかじめ発注者に届出なければならない。なお、主要資材については、重点調査を経て契約を締結した工事だけでよいこととする。
- (4) 下請業者又は資材業者等（以下「下請業者等」という。）に対する支払が完了するまで、毎月の代金の支払状況を低入札要綱第13条で定める様式により翌月10日までに発注者に提出しなければならない。なお、資材業者については、重点調査を経て契約を締結した工事だけでよいこととする。
- (5) (3)及び(4)の確認結果等により、施工体制等や下請業者等への代金の支払状況に関しさらに確認を行う必要があると判断した場合には、追加資料の提出請求や営業所の現地調査等を実施することがある。
- (6) (3)、(4)又は(5)の確認又は調査により、不適切な施工体制等又は下請業者等に対する代金の支払状況等を確認した場合、若しくは下請工事等の内容の変更に関する理由がやむを得ないと認められる合理性を備えていないと認めた場合は、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を講ずることがある。
- (7) 建設工事請負契約約款第31条第2項又は6項に定める検査合格後2か月以内に、低入札要綱で定める工事完成後調査資料を作成し、同要綱で定める労務監査を受けなければならない。
- (8) (7)による調査の結果、低入札要綱第21条第1項に規定する事態が認められた場合などにおいては、指名除外等の必要な措置を講ずることがある。

10 免税事業者である旨の届出

工事請負契約書に記載すべき事項を確認するため、免税事業者（予定を含む。）は落札決定後、直ちに免税事業者である旨を届け出ること。

11 経営事項審査の総合評価値通知書の写しの提出

- (1) 落札者となった者は、契約を締結すべき日に、当該日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評価値通知書の写しを提出しなければならない。
- (2) (1)の経営事項審査の総合評価値通知書の写しの提出を拒否した者については、この工事の請負契約を締結せず、また、指名除外の対象とする。ただし、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が500万円（建築一式工事にあつては、1,500万円）未満である場合は、この限りでない。
- (3) (1)の経営事項審査の総合評価値通知書の写しを提出しないまま落札決定の日から5日を経過した場合も、原則として、(2)と同様とする。

12 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記《対象建設工事の定義》参照）を請け負おうとする者は、建設リサイクル法第12条第1項に基づき、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付（書面の交付に代えて、電子契約システムにより提供する場合を含む）して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、建設リサイクル法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号）第7条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付（電子契約システムにより、これに代わる措置を講ずる場合を含む）しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から5日（広島県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に、発注者（工事担当課）に対して、「第12条第1項に基づく書面」を提出し、建

設リサイクル法第 10 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項について説明（事前説明）をした後、発注者（契約担当課）に対して、「法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。なお、この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第 12 条第 1 項に基づく書面」は、別紙様式（12 条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面」は、別紙様式（13 条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面」中の「再資源化等に要する費用」は、特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事という。

（ア）特定建設資材（1 品目以上）

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80 ㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500 ㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1 億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500 万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築部分に係る床面積をいう。

13 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

14 営業所の稼働実態の調査

- (1) 次の者については、契約締結時までに営業所の稼働実態の調査に関する事務処理要領に定める資料を提出しなければならない。ただし、県が、調査の必要がないと認める場合は、この限りでない。
 - ア 低価格入札者のうち、主たる営業所以外の営業所の資格で落札した者
 - イ 営業所の稼働実態について調査の必要があるため県が資料の提出を別途依頼した落札者
- (2) (1)の提出資料を確認した結果、専任技術者の常勤を確認できないなど当該営業所の稼働実態に疑義があると認められる場合には、必要に応じて追加資料の提出請求や営業所の現地調査等の追加調査を実施することがある。
- (3) (1)(2)の調査によって、営業所の稼働実態を確認できない場合には、建設業許可行政庁へ通報する。その結果、監督処分等が行われた場合には、指名除外等の必要な措置を講じることがある。

15 工事着手日

工事着手日は、仕様書閲覧時に示した建設工事請負契約条項の予定工期（着手日）にかかわらず、契約締結日の翌日とする。ただし、工事着手日選択型契約方式を適用した工事については、別記「工事着手日選択型契約方式について」による。

16 中間前金払と部分払の選択

- (1) 中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が発注者にいずれかの請求書を提出することで行う。

- (2) 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。この場合には、建設工事請負契約約款第 37 条第 6 項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、建設工事請負契約約款第 38 条の 3 第 2 項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む。）ものとする。
- (3) 受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、建設工事請負契約約款第 34 条第 3 項及び第 4 項は適用しない。
- ただし、当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、翌会計年度以降の出来高予定額に対する中間前払金については請求することができる。
- (4) その他中間前金払に関することについては、広島県建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱の規定によるものとする。

17 部分払の回数

部分払の回数は、次の基準を超えないものとする。ただし、請求は月 1 回を超えることができない。

ただし、2 以上の会計年度にわたる継続事業に関する部分払の回数は、当該会計年度の出来高予定額に応じて定める。

請 負 代 金 額	部分払の回数
1,000 万円未満	1 回
1,000 万円以上 5,000 万円未満	2 回
5,000 万円以上 1 億円未満	3 回
1 億円以上	4 回

18 契約後 V E 対象工事における取扱い

契約後 V E 対象工事における取扱いは次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更についての提案（以下「V E 提案」という。）を発注者に行うことができる。なお、V E 提案を採用する場合には、契約変更を行うものとする。詳細は設計図書による（契約後に施工方法等の提案を受け付ける V E 方式）。
- (2) V E 提案については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- (3) 発注者が V E 提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

19 社会保険の加入に関する下請指導

受注者は、この工事を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従うものとする。

20 下請負人の健康保険等加入義務等について

社会保険等未加入対策の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第 2 条第 3 項に規定する建設業者及び同法第 3 条第 1 項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第 2 条第 5 項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- ア 受注者と直接下請契約（建設業法第 2 条第 4 項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると

発注者が認める場合

(イ) 発注者の指定する期間内（原則 30 日）に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

(ア) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 社会保険等未加入建設業者が(2)アに掲げる下請負人である場合において、同号(ア)に定める特別の事情が認められなかったとき又は受注者が同号(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額

イ 社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において、同号(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が同号(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき。当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額

(4) 発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

21 契約保証金の納付について

工事請負契約の締結にあたり、契約保証金（請負代金額の 10 分の 1 以上。低価格入札者については 10 分の 3 以上）を契約締結の日（契約の締結に議会の議決が必要な工事においては、広島県議会の議決の日）までに納付すること。

ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する（現金と保険等の併用及び複数の保険等を組み合わせることは認めない。）。

なお、納付等の取扱いは次の表のとおりであるが、金融機関等の保証又は公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」という。）にあたっては、事前に取扱機関の審査を必要とするため、落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをした場合、保証等を受けることができない場合があるので、保証等を予定する場合は、必ず事前に取扱機関に相談すること。

契約保証金については、ここに記載のもののほか、「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」によるものとする。

「建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領」は、広島県の調達情報のホームページに掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ＞入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱

区 分	取扱機関等	県への提出書類等
契約保証金の納付	県の発注機関 (契約事務担当課)	①納記 ②納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し
契約保証金に代わる担保としての 利付国債の提供	県の発注機関 (契約事務担当課)	利付国債及び納記
金融機関等の保証	金融機関等	金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書 （電磁的方法による提出の場合は電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報） ※ 保証債務履行の請求期限を、保証期間経過後、6 か月以上確保すること。

公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド)	保険会社	保険会社が交付する公共工事履行保証証券（電磁的方法による提出の場合は電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報）
履行保証保険契約の締結	保険会社	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券（電磁的方法による提出の場合は電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報）

※ 「金融機関等」とは、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社）をいう。

※ 「銀行等」とは、銀行又は県が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合）をいう。

※ 「納記」とは、広島県会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）別記様式第 36 号の 4 をいう。

※ 「電磁的方法」とは、保証証書又は証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

22 特定建設工事共同企業体を結成する場合に必要な資格に関する事項

他の入札参加希望者（自らを構成員とする特定建設工事共同企業体の他の構成員を除く。）と次のいずれの関係にある者でもないこと。

- (1) 他の入札参加希望者の親会社（会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）
- (2) 他の入札参加希望者の子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）
- (3) 他の入札参加希望者の親会社の子会社
- (4) 役員又は管財人（会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。以下同じ。）が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者
- (5) その他、他の入札参加希望者と前記(1)から(4)までのいずれかと同視しうる資本関係又は人的関係にある者

23 その他

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 入札公告後、契約締結（県議会の議決を必要とする工事にあつては、議決により本契約となったとき。）までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事予定現場の状態が変動するなど、やむを得ない事由が生じたと発注者が判断したときは、入札を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、入札参加者又は落札者が契約又は工事の準備のために要した費用、損害等については、入札参加者又は落札者の負担とする。

総合評価落札方式に関する事項

1 総合評価落札方式による理由

本工事は、民間の持つ技術力を積極的に活用し、価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、総合評価落札方式を適用する。

2 総合評価の技術資料等の提出

- (1) 本件入札に参加する者は、総合評価の技術資料やその記入内容を証明する資料を「公告 3 入札日程等(5)の総合評価に係る技術資料の提出」に記載の提出期間・提出場所に、持参方式で提出すること。あわせて資格要件確認資料を書面で提出すること（他の資料と同封して提出することも可。）。
なお、電子入札案件の場合、電子入札システムを使用して入札書を提出する際に、工事費内訳書等とあわせて総合評価の技術資料及び資格要件確認資料(Adobe Reader で閲覧・印刷可能であること。)を添付して提出することも可能とする。ただし、電子ファイルの容量の問題により、部分的に総合評価の技術資料及び資格要件確認資料を添付することは不可とし、容量を超える場合は全て書面で提出すること（書面と電子ファイルの両方で提出された場合は、総合評価の加算点を 0 点とする。）。
- (2) 書面で提出する技術資料等は、提出者の「商号又は名称」、「当該入札に係る建設工事等の名称」、「開札日」及び「総合評価に係る技術資料及び資格要件確認資料(及び工事費内訳書) が在中している旨」を記入した封筒に封入して提出すること。
- (3) 総合評価の技術資料の様式は、広島県ホームページ「広島県の調達情報」(<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>)－「様式集」－「総合評価関係様式」－「農林水産局・土木建築局」により作成したデータとする。技術資料の様式（提出様式第 1 号～第 7 号）及び実施する総合評価落札方式の型式（公告 1 発注内容等(6)落札者の決定方法の欄に記載）の自己採点表を確認のうえ最新バージョンを使用すること。
※ 総合評価落札方式の型式によっては、使用しない様式があるので注意すること。
- (4) 入札期間終了時まで提出されない場合、提出された技術資料に必要事項が記入されていない場合、又は求めた内容と異なるなど不適切な記入がされていた場合は、入札を無効とする場合がある。
- (5) 提出された技術資料の書換え、引替え又は撤回は認めない。
- (6) 配置予定技術者と受注者との雇用関係が確認できる資料（監理技術者資格者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料）等を添付資料として提出する場合は、住所及び個人が特定できる項目を復元できない程度にマスキングを施すこと。

3 必要な総合評価の技術資料

各公告案件における型式を確認したうえで、以下の一覧表により必要な技術資料を確認し作成すること。

資料	評価項目	様式名	提出様式 番号	実績 評価2型	実績 評価1型	技術評価 2型	技術評価 1型	地域 維持型
技術資料	表紙	技術資料・資格要件確認資料 提出書	第1号	○	○	○	○	○
	技術提案	工程表	第2号	—	—	△※1	△※1	—
		実施方針	第3-1号	—	—	—	△※1	—
		施工に関する課題・品質に関する課題に係る技術提案	第3-2号	—	—	○	○	—
	企業の施工能力	企業の施工能力	第4号	○	○	○	○	○
	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の能力	第5号	○	○	○	○	○
	地域の精通性	地域の精通性	第6号	○	△※1	△※1	△※1	○
	地域貢献の実績	地域貢献の実績	第7号	○	○	—	—	○
	自己採点表	自己採点表（別記様式第1-1号）		○				
		自己採点表（別記様式第1-2号）			○			
		自己採点表（別記様式第1-3号）				○		
		自己採点表（別記様式第1-4号）					○※2	
		自己採点表（別記様式第1-5号）					○※3	
		自己採点表（別記様式第1-6号）						○

※1 設定された場合に作成すること。

※2 自己採点表(別記様式第1-4号)は技術評価1型（3億円未満）の場合

※3 自己採点表(別記様式第1-5号)は技術評価1型（3億円以上）の場合

＜資格要件確認資料＞同封して提出

資料	様式番号	様式名
資格要件確認資料	別記様式第4号	企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書
	別記様式第5号	建設工事施工実績証明（願）書

※ 添付資料が技術資料と重複するものについては、資格要件確認資料の添付資料の省略を可とする。

4 技術資料作成にあたっての留意事項

提出する技術資料の種類及び作成にあたっての留意事項は以下のとおりとする。書面で提出する資料は両面印刷とし、各様式と添付資料を綴じ、ページ番号を付すこと（添付資料の綴り位置は、極力「各様式の直後」とする。）。

(1) 表紙

（提出様式第1号（土木工事））技術資料・資格要件確認資料 提出書

ア 整理番号は記入しないこと。

イ 必要事項を記入のうえ、提出書類の□欄にチェックを入れて確認すること。

ウ 内容等について確認をする場合があるので、問い合わせ先も記入すること。

(2) 技術提案

(提出様式第2号(土木工事)) 工程表

ア 自己採点表の「技術提案」の評価内容の欄に示す予定工期の工程表を作成すること（工期には検査期間を含む。）。

イ 工程管理に係る技術的所見について

(ア) 施工計画の実施手順欄については、「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」、「協議して」などの曖昧な表現は使用せず、実施可能な工夫を具体的にわかりやすく記入すること。

(イ) 工期設定欄については、工期が短縮できる場合は、検査期間を除いた完成予定日を明記し、その根拠となる工夫を、「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」、「協議して」などの曖昧な表現は使用せず、具体的にわかりやすく記入すること。

(様式第3-1号(土木工事)) 実施方針

ア 施工箇所における周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性を踏まえ、施工する上で留意しなければならない事項（以下「留意事項」という。）について具体的に記述することとし、これを補うため、図表等を用いることも可とする。

イ 技術提案の「品質に関する課題」や「施工に関する課題」に関連する留意事項は必ず記述すること。（設定した課題以外に関連する留意事項の記述を妨げるものではない。）

ウ 記載は、A4用紙1枚以内（図表等を含む）とし、文字の大きさは9ポイントを基本とし、文字数は400字程度（図表等の文字数は含めない）とする。図表等の文字の大きさは問わないが、判読可能な大きさとする。

(提出様式第3-2号(土木工事)) 施工に関する課題・品質に関する課題に係る技術提案

ア 技術提案の課題・評価の視点は、自己採点表の「技術提案」の評価内容の欄に示すとおりとし、これを満たす提案について記入すること。

イ 記入に当たっては、様式に記載の表形式により記入・作成すること。

ウ 「可能であれば」、「できる限り」、「必要に応じて」、「〇〇の場合は」、「協議して」などの曖昧な表現は使用せず、「時期（いつ）」、「材料・機械等（何を）」、「場所（どこに）」、「使用量（どれだけ）」など実施可能な工夫を具体的にわかりやすく記述するとともに、標準案との相違点について記述すること。

エ 期待される効果及び確実性については、技術提案の内容により標準案に比べどのような効果が得られるか、また技術提案の確実性について簡潔に記入すること。なお、施工実績があれば記入または添付すること。

オ 当該工事箇所の諸条件（周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性）を踏まえた提案の理由を記述すること。

カ 必要に応じて構造図や説明用図表、実績データ、パンフレット、論文等を添付し得られる効果等を客観的に証明するよう努めること。

キ 技術提案は1視点に対し1提案までとする。

ク 概算工事費（増加分）については、標準案と比較して増加する概算費用を記入すること（諸経費を含まない額を記入すること。単位は千円とする。）。

ケ 概算工事費（増加分）の内訳を記入すること。

コ 工業所有権等の排他的権利に係わる事項、提案内容の公表に係わる所見等を記入すること。

サ 新技術・新工法を使用する場合は、NETIS番号等を記入すること。

シ 技術提案は、視点ごとにA4用紙3枚以内（図表やカタログ等の参考資料も含む）とし、できるだけ簡潔に記入すること。

ス 文字の大きさは9ポイントを基本とする。なお、図表やカタログ等は文字の大きさは問わないが、判読可能な大きさとする。

セ 技術提案に記入された内容が履行不可となるようなV E提案はできない。

(3) 企業の施工能力

(提出様式第4号(土木工事)) 企業の施工能力

ア 同種・同規模工事の施工実績

- (ア) 同種・同規模工事とは、自己採点表の「企業の施工能力」の評価内容の欄に示すとおりとし、次表の条件を満たす工事から代表的な工事1件の施工実績を記入し、根拠資料を添付すること（入札参加資格としての技術要件の元請実績要件とは異なるので注意すること。）（実績評価2型及び地域維持型は記入不要）。

条件	根拠資料
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	①コリンズで確認できる場合 - 提出様式第4号へコリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要) ②コリンズだけでは同種・同規模工事の内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合 - 内容を確認できる資料（契約図書等の写し等）を添付 注）この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。 - 出資比率等を確認できる資料（協定書の写し等）
(期間) 平成23年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受けていること。	
(発注機関等) 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。	
(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。	

- (イ) 実績がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入する。
- (ウ) 配置予定技術者の能力（提出様式第5号）として記入した工事と同一である必要はない。
- (エ) 工事概要については、同種・同規模の内容が確認できるよう記入すること。
- (オ) 「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。
- (カ) コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

イ 工事成績の平均（最高）点

- (ア) 経験工事とは、次表の条件を満たす工事とし、その中から成績上位工事3件を記入し、根拠資料を添付すること（実績評価2型及び地域維持型は、最高点の1件を記入すること。）。

条件	根拠資料
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	①コリンズで確認できる場合 - 提出様式第4号へコリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要) ②コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合 - 内容を確認できる資料（契約図書の写し等）を添付 注）この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。 - 出資比率等を確認できる資料（協定書の写し等）
(業種) 「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種であること。	
(期間)【「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種が鋼橋上部工事及びプレストレストコンクリート工事以外の場合】 令和5年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受け、工事成績評定点が通知されていること。	
【「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種が鋼橋上部工事及びプレストレストコンクリート工事の場合】 平成30年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受け、工事成績評定点が通知されていること。	

(発注機関等) 広島県関係及び国土交通省中国地方整備局	
(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率 20%以上であること。	

- (イ) 記入した経験工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- (ウ) 経験工事がない場合、または工事成績評定点が付いた経験工事がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入する。
- (エ) 広島県関係とは、広島県及び広島県が関与する公的機関で県土木・建築工事成績評定基準又は国土交通省の請負工事成績評定要領に基づき評定を行っている機関（広島県道路公社、広島高速道路公社など）とする。広島県水道広域連合事業団については、令和5年4月1日以降に発注、又は完成検査を行った工事は対象としない。
- (オ) 「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。
- (カ) コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

ウ 優良建設業者の表彰・特別表彰

当該発注業種と同じ業種で、広島県が過去2年間に優良建設業者として表彰、特別表彰した工事（ただし、解体工事については、解体工事又はとび・土工・コンクリート工事のものを適用する。）があれば、チェックを入れる。なお、確認資料の添付は不要とする。

公告日	評価対象
令和7年9月1日～令和8年8月31日	令和6年度及び令和7年度表彰
令和8年9月1日～令和9年8月31日	令和7年度及び令和8年度表彰

エ 登録基幹技能者の配置

- (ア) 該当する工事を現場で施工している間、自己採点表の「企業の施工能力 登録基幹技能者の配置」の評価内容欄に示す登録基幹技能者（配置予定技術者又は現場代理人との兼務の場合は評価対象外とし、所属は元請、下請にかかわらず。）を常時配置するか否かについてチェックすること。
- なお、工事の途中での登録基幹技能者の交代は認めるものとする。
- (イ) 確認資料の添付は不要とし、該当する工事の完了後、登録基幹技能者を常時配置したことが分かる資料（登録基幹技能者講習修了証及び日報等）を提出するものとする。

オ 自社施工

- (ア) 当該工事の施工に際し、自己採点表の「企業の施工能力 自社施工」の評価内容欄に示す工種を自社で雇用している社員のみで施工するか否かについてチェックすること。
- (イ) 確認資料の添付は不要とする。

カ 「広島県建設分野の革新技術活用制度」又は「広島県長寿命化技術活用制度」登録技術の活用

(ア) 登録技術の活用とは、広島県建設分野の革新技術登録簿又は広島県長寿命化技術登録簿に登録された技術を工事で施工したことをいう。なお、登録技術の登録区分及び施工規模は問わない。

(イ) 評価の対象となる技術は、その技術を活用した工事の工期内に、革新技術又は長寿命化技術の登録簿に記載されていること。

条件	根拠資料
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	(活用した工事の確認資料) ①コリンズで確認できる場合 ・提出様式第4号へコリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要)
(業種) 「公告2入札参加資格(1) 令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種の実績であること。	②コリンズだけでは内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合 ・内容を確認できる資料(契約図書の写し等)を添付 注)この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料(資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。)を添付すること。
(期間) 令和6年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受けていること。	(活用実績の確認資料) 活用実績が確認できる次のいずれかの資料を工事ごとに添付 ①発注者が指定した場合 ・契約書の写し等で技術の活用が確認できる資料 ②受注者が承諾で行った場合 ・工事打合せ簿等で技術の活用が確認できる資料 ③令和6年4月1日以降に完成検査を受け検査結果通知書に長寿命化活用技術の活用が記載されている場合 ・検査結果通知書
(活用実績) ・活用した登録技術が同一であっても、異なる工事で活用している場合は、それぞれの工事の実績とする。 ・同一の工事で複数の登録技術を活用した場合は、1件の実績とする。	
(発注機関等) 広島県関係	

(ウ) 広島県関係とは、広島県及び広島県が関与する公的機関で県土木・建築工事成績評定基準又は国土交通省の請負工事成績評定要領に基づき評価を行っている機関(広島県道路公社、広島高速道路公社など)とする。広島県水道広域連合事業団については、令和5年4月1日以降に発注、又は完成検査を行った工事は対象としない。

(エ) 「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は登録番号を()内に記入すること。

(オ) コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

キ ICT活用工事の施工実績

- (ア) ICT活用工事の施工実績とは、広島県が策定したICT活用工事実施要領、国が策定した要領又はこれに準ずる要領に基づきICT施工技術を活用した工事の実績のことをいう。
- (イ) 次表の条件を満たすICT活用工事の実績とし、根拠資料を添付すること。

条件	根拠資料
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	(活用した工事の確認資料) ①コリンズで確認できる場合 ・提出様式第4号へコリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要) ②コリンズだけでは内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合 ・内容を確認できる資料(契約図書の写し等)を添付 注) この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料(資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。)を添付すること。
(業種) 「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種の実績であること。	
(期間) 令和6年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受けていること。	(ICT活用工事の確認資料) 【広島県及び国の実績の場合】 施工実績が確認できる次のいずれかの資料を添付 ①ICT活用工事の実績が記載された検査結果通知書 ②ICT施工技術の活用が確認できる証明書 ③契約書の写し等でICT施工技術の活用が確認できる資料
(発注機関等) 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。	【広島県及び国の実績以外の場合】 広島県及び国のICT活用工事、又は簡易型ICT活用工事(中国Light ICT工事含む)と同等の施工実績を有する場合、施工実績が確認できる次の資料を全て添付すること。 ①検査結果通知書 ②広島県が策定したICT活用工事実施要領、国が策定した要領又はこれに準ずる要領に基づきICT施工技術を活用したことが確認できる資料(要領の抜粋など) ③契約書の写し等でICT施工技術の活用要件が確認できる資料

- (ウ) 資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

(4) 配置予定技術者の能力

(提出様式第 5 号(土木工事)) 配置予定技術者の能力

ア 技術者の資格

- (ア) 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者であること。ただし、工事着手日選択型契約方式を適用した工事については、工事着手日時点で配置できる技術者を記入するものとする。その他については、公告共通事項「5 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い」に従うこと。
- (イ) 技術資料提出時までには配置技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす 3 人までの候補者を記入することを認める。この場合は、様式を複写して記入すること。
- (ウ) 専門資格を評価項目としている工事は、「専門資格」の欄に評価の対象となる専門資格を有している場合はその資格を記入し、保有が証明できる資料を添付すること。

イ 若手又は女性技術者の配置

- (ア) 若手とは、40 歳以下の者（生年月日が昭和 61 年 4 月 2 日以降の者）をいう。
- (イ) 若手又は女性を主任（監理）技術者に配置する場合は、補助者を別に配置できるものとする。
- (ウ) 補助者を配置した場合は、「工事成績の平均（最高）点」、「同一業種工事の施工経験」及び「ICT活用工事の施工経験」は補助者の実績で評価することができる。
- (エ) 補助者は、配置予定技術者と同様に、公告共通事項「5 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い」によるものとする。
- (オ) 補助者又は現場代理人についても、主任（監理）技術者と同様に、技術資料提出時までには配置予定者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす 3 人までの候補者を記入することを認める。この場合は、様式を複写して記入すること。
- (カ) 補助者を配置した場合は、施工計画書に明記すること。
- (キ) 主任（監理）技術者又は現場代理人に、若手又は女性を配置する場合は、配置する技術者の欄にチェックを入れ、氏名及び生年月日を記入すること。ただし、女性を配置する場合は、生年月日の記載は不要とする。また、補助者を配置する場合は、補助者の配置の欄にチェックを入れ、氏名を記入すること。

条件	根拠資料
（若手の主任（監理）技術者又は現場代理人） 40 歳以下の者（生年月日が昭和 61 年 4 月 2 日以降の者）とする。	生年月日及び雇用関係が分かる資料（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し）を添付
（女性の主任（監理）技術者又は現場代理人） 年齢の条件なし。	性別及び雇用関係が分かる資料（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し）を添付
（主任（監理）技術者及び補助者） ・「公告 2 入札参加資格（7）配置予定技術者イ資格等」に記載の資格を有している者とする。 ・補助者は、 <u>現場代理人及び他の工事で専任の技術者になっていない者とする。</u>	（監理技術者の配置が要件とされている工事） ・監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を添付 ・監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方の写し（講習修了証は表面のみ）を添付 （主任技術者の配置が要件とされている工事） ・資格を確認できる書類の写しを添付（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付） （共通事項） ・受注者との雇用関係が確認できる資料を添付。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。なお、専任配置が要件とされている工事にあつては恒常的な雇用関係（3 か月以上）が必要

ウ 工事成績の平均（最高）点

(ア) 経験工事とは、次表の条件を満たす工事とし、その中から成績上位工事3件を記入すること（実績評価2型及び地域維持型は、最高点の1件を記入すること。）。

条件	根拠資料
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	①コリンズで確認できる場合 - 提出様式第5号へコリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要) - 当該工事が低入札価格調査を経て契約した工事で、コリンズへ技術者名が複数登録されている場合は、「添付資料・補足事項」の欄へ、「低入札技術者：○○○○」と記入することにより、コリンズの低入札技術者を特定できるものとする。但し、虚偽の記入があった場合は、後日指名除外措置を行うことがある。 ②登録内容確認書の写しだけでは経験工事の内容が確認できない場合又はコリンズに登録されていない場合 - 内容を確認できる資料（契約図書の写し、施工体系図等）を添付 注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。 ③産休育休の期間を加える場合 - 産休育休期間が確認できる資料を添付 ④コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合 - 内容を判断できる資料（契約図書の写し、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表、工事一時中止通知書、検査結果通知書等）を添付 注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。
(業種) 「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種であること。	
(期間) 【「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種が鋼橋上部工事及びプレストレストコンクリート工事以外の場合】 令和2年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受け、工事成績評定点が通知されていること。 なお、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。 【「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種が鋼橋上部工事及びプレストレストコンクリート工事の場合】 平成30年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受け、工事成績評定点が通知されていること。 なお、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。	
(発注機関等) 広島県関係及び国土交通省中国地方整備局	
(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。	
(従事期間) 工期の全期間従事していること。ただし、次に掲げる期間は除く。 ・契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ・工事を全面的に中止している期間 ・工事完成通知書提出後の期間	
(従事役職①) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」第10条へ記載の「低入札技術者」としての施工実績でないこと。	
(従事役職②) 主任（監理）技術者、現場代理人または監理技術者補佐の場合についてのみ経験工事として認め、これら以外の従事役職は評価の対象外とする（例 担当技術者、低入札技術者等）。	

(イ) 広島県関係とは、広島県及び広島県が関与する公的機関で県土木・建築工事成績評定基準又は国土交通省の請負工事成績評定要領に基づき評定を行っている機関（広島県道路公社、広島高速道路公社など）とする。広

島県水道広域連合事業団については、令和5年4月1日以降に発注、又は完成検査を行った工事は対象としない。

- (ウ) 記入した経験工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- (エ) 経験工事がない場合、または工事成績評定点が付いた経験工事がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入する。
- (オ) 「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。
- (カ) コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。
- (キ) 補助者を配置する場合は、補助者の実績を記入できることとする。

エ 同種・同規模工事、同一業種工事の施工経験

実績評価 1・2 型及び地域維持型は「公告 2 入札参加資格(1) 令和 7・8 年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種（同一業種）」に記載の業種で次表の条件を満たす工事から、技術評価 1・2 型は自己採点表に記載の「企業の施工能力」の評価内容の欄に示す同種・同規模工事で次表の条件を満たす工事から、代表的な工事を 1 件記入し、根拠資料を添付すること。

条件	根拠資料
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	①コリンズで確認できる場合 - 提出様式第 5 号へコリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要) - 準じる技術者の場合には、当該技術者の配置された立場が確認できる資料（施工体系図等） 注）施工管理及び下請けの指導等に関する立場であったことが確認できるもの - 当該工事が低入札価格調査を経て契約した工事で、コリンズへ技術者名が複数登録されている場合は、「添付資料・補足事項」の欄へ、「低入札技術者：○ ○○○」と記入することにより、コリンズの低入札技術者を特定できるものとする。但し、虚偽の記入があった場合は、後日指名除外措置を行うことがある。 ②登録内容確認書の写しだけでは同一業種工事等の内容が確認できない場合又はコリンズに登録されていない場合 - 内容を確認できる資料（契約図書の写し、施工体系図等）を添付 注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。 ③産休育休の期間を加える場合 - 産休育休期間が確認できる資料を添付 ④コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合 - 内容を判断できる資料（契約図書の写し、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表、工事一時中止通知書、検査結果通知書等）を添付 注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。）を添付すること。
(期間) 平成 23 年 4 月 1 日から公告日の前日までの間に完成検査を受けていること。 なお、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。	
(発注機関等) 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項 4 (5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。	
(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率 20%以上であること。	
(従事期間) 工期の全期間従事していること。ただし、次に掲げる期間は除く。 ・契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ・工事を全面的に中止している期間 ・工事完成通知書提出後の期間	
(従事役職①) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」第 10 条へ記載の「低入札技術者」としての施工実績でないこと。	
(従事役職②) 従事役職が準じる技術者の場合は、「具体的な役職名」を記入すること。	

(ア) 工事経験がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入する。

(イ) 同種・同規模工事、同一業種工事は、企業の施工能力（提出様式第 4 号）として記入した工事と同一である必要はない。

(ウ) 同種・同規模工事の施工経験の有無で記入する工事は、同一業種の施工経験工事の従事役職で記入する工事と同一である必要はない。

(エ) 「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。

(オ) コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

(カ) 補助者を配置する場合は、補助者の実績を記入できることとする。

オ 過去2年間の継続教育(CPD)の取組

継続教育(CPD)の単位を取得している者は、学協会名と単位数を記入し、それが確認できる建設系CPD協議会加盟の団体が取得単位を証明する証明書の写しを添付すること。

なお、対象期間は、令和6年度及び令和7年度（令和6年4月1日～令和8年3月31日）とする。

また、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする（産休育休期間が確認できる資料を添付すること。）。

カ 優秀技術者等の表彰

優秀技術者等の表彰の有無については、当該発注業種と同じ業種（ただし、解体工事については、解体工事又はとび・土工・コンクリート工事のものを適用する。）で、広島県が過去2年間に優秀技術者として表彰した技術者又は過去2年間に若手優秀技術者として表彰した技術者（土木一式工事に限る。）であれば、チェックを入れる。なお、確認資料の添付は不要とする。

また、「産前産後休業」、「育児休業」又は「産前産後休業及び育児休業」を取得した場合は、この休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができるものとする（産休育休期間が確認できる資料を添付すること。）。

表彰	公告日	評価対象
優秀技術者の被表彰者	令和7年9月1日 ～令和8年8月31日	令和6年度及び令和7年度表彰
	令和8年9月1日 ～令和9年8月31日	令和7年度及び令和8年度表彰
若手優秀技術者の被表彰者 （土木一式工事に限る）	令和7年9月1日 ～令和8年8月31日	令和6年度及び令和7年度表彰
	令和8年9月1日 ～令和9年8月31日	令和7年度及び令和8年度表彰

キ ICT活用工事の施工経験

(ア) ICT活用工事の施工経験とは、広島県が策定したICT活用工事実施要領、国が策定した要領又はこれに準ずる要領に基づきICT施工技術を活用した工事について、主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した経験のことをいう。

(イ) 次表の条件を満たすICT活用工事の実績とし、根拠資料を添付すること。

条件	根拠資料
（コリンズ登録） 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	（活用した工事における業種及び従事役職の確認） ①コリンズで確認できる場合 ・提出様式第5号へコリンズ登録番号を記入（登録内容確認書の添付は不要） ②コリンズだけでは内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合 ・業種及び従事役職を確認できる資料を添付 注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分（表紙等）を含めること。）を添付すること。 ・準じる技術者の場合には、当該技術者の配置された立場が確認できる資料（施工体系図等） 注）施工管理及び下請けの指導等に関する立場であったことが確認できるもの
（業種） 「公告2入札参加資格（1）令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種の実績であること。	
（期間） 令和6年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受けていること。	
（発注機関等） 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。	（ICT活用工事の確認資料） 【広島県及び国の実績の場合】施工実績が確認できる次のいずれかの資料を添付 ①ICT活用工事の実績が記載された検査結果通知書 ②ICT施工技術の活用が確認できる証明書 ③契約書の写し等でICT施工技術の活用が確認できる資料
（従事期間） 工期の全期間従事していること。ただし、次に掲げる期間は除く。 ・契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ・工事を全面的に中止している期間 ・工事完成通知書提出後の期間	【広島県及び国の実績以外の場合】 広島県及び国のICT活用工事、又は簡易型ICT活用工事（中国Light ICT工事含む）と同等の施工実績を有する場合、施工実績が確認できる次の資料を全て添付すること。 ①検査結果通知書 ②広島県が策定したICT活用工事実施要領、国が策定した要領又はこれに準ずる要領に基づきICT施工技術を活用したことが確認できる資料（要領の抜粋など） ③契約書の写し等でICT施工技術の活用要件が確認できる資料 （従事期間） ①コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合 ・内容を判断できる資料（契約図書の写し、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表、工事一時中止通知書、検査結果通知書等）を添付 注）この場合は、工事名、路線名、工事場所、工事内容、技術者名等必要事項が確認できる資料（資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分（表紙等）を含めること。）を添付すること。
（従事役職①） 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」第10条へ記載の「低入札技術者」としての施工実績でないこと。	
（従事役職②） 従事役職が準じる技術者の場合は、「具体的な役職名」を記入すること。	

(ウ) 資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

(エ) 補助者を配置する場合は、補助者の実績を記入できることとする。

(5) 地域の精通性

(提出様式第6号(土木工事)) 地域の精通性

ア 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無

自己採点表の「地域の精通性」の評価基準欄に記載の地域内で、自社工場（営業、製造技術、製造の管理面等で工場を統制でき、本件工事の受注者の責任において製品を出荷できる受注者の子会社等の関連工場を含む。）がある場合は、自社工場の名称及び所在地を記入し、内容が確認できる資料を添付すること（プレストレストコンクリート工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事のうち工場製作を伴う工事に限る。）。

イ 地域内における同一業種の工事の施工実績

自己採点表の「地域の精通性」の評価基準欄に記載の地域内での次表の条件を満たす工事から代表的な工事1件の施工実績を記入し、根拠資料を添付すること。

条件	根拠資料
(コリンズ登録) 原則コリンズに登録されている工事から選定すること。	<u>①コリンズで確認できる場合</u> ・提出様式第6号へコリンズ登録番号を記入 (登録内容確認書の添付は不要) <u>②コリンズだけでは同一業種工事の内容が確認できない場合、又はコリンズに登録されていない場合</u> ・内容を確認できる資料(契約図書等の写し等)を添付 注) この場合は工事名、路線名、工事場所、工事内容等必要事項が確認できる資料(資料は抜粋でもよいが、出典元の分かる部分(表紙等)を含めること。)を添付すること。 ・出資比率等を確認できる資料(協定書の写し等)
(業種) 「公告2入札参加資格(1)令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格ア認定が必要な業種」に記載の業種であること。	
(期間) 令和5年4月1日から公告日の前日までの間に完成検査を受けていること。	
(発注機関等) 公共工事等の元請施工の実績であること。 公共工事等とは公告共通事項4(5)ア～エに掲げる者が発注した工事とする。	
(特定共同企業体及び経常共同企業体の構成員としての施工実績とする場合) 出資比率20%以上であること。	

(ア) 実績がない場合は、工事名の欄に「なし」と記入する。

(イ) 企業の能力(提出様式第4号)として記入した工事と同一である必要はない。

(ウ) 「コリンズ登録」欄は、いずれかにチェックを入れ、有の場合は登録番号を()内に記入すること。

(エ) コリンズ以外での資料を添付する場合は、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

(6) 地域貢献の実績

(提出様式第7号(土木工事)) 地域貢献の実績

ア ボランティア活動

条件	根拠資料
ボランティア活動の実績	広島県のマイロード・システム、ラブリバー制度に団体として認定されたことが確認できる書類の写し、及び令和7年4月1日から公告日の前日までの間における活動実績が確認できる報告書の写しを添付(活動年月が確認できること。)

(ア) 「認定の有無」の欄、「認定制度」の欄、および「活動実績」の欄は、該当するものにチェックを入れ、認定年月日及び活動実績提出(報告)年月日を記入すること。

(イ) 活動場所は、活動している市町を記入すること。

(ウ) 発注する事務所(支所)管内における実績のみ評価する。

イ 地域維持業務の受注実績

対象とする地域維持業務は、昼夜を問わず緊急対応が必要な業務(道路維持修繕業務委託(路線委託)(以下「路線委託業務」という。))、除雪等業務(凍結防止剤散布を含む)及び防潮扉等開閉業務)とする。

条件	根拠資料
路線委託業務の受注実績 ・路線委託業務 ・ただし、広島市・江田島市における河川(砂防河川)の緊急対応年間委託を受注している場合も受注実績とする。	令和3年4月1日から公告日の前日までの間に完了検査を受けた、路線委託業務を1件記入し、その内容が確認できる契約図書及び検査結果通知書(審査結果通知書)の写しを添付。
除雪等業務の受注実績 ・除雪、凍結防止剤散布のいずれかを含む業務 ・凍結防止剤の配布、回収の作業は実績として認めない。 ・路線委託業務に除雪、凍結防止剤散布の業務が含まれている場合も受注実績とする。	令和3年4月1日から公告日の前日までの間に完了検査を受けた、除雪、凍結防止剤散布のいずれかを含む業務を1件記入し、その内容が確認できる契約図書及び検査結果通知書(審査結果通知書)の写しを添付
防潮扉等開閉業務の受注実績 ・防潮扉、水門、陸閘門等の開閉業務 ・路線委託業務に防潮扉等の開閉業務が含まれている場合も受注実績とする。	令和3年4月1日から公告日の前日までの間に完了検査を受けた、防潮扉等開閉業務を1件記入し、その内容が確認できる契約図書及び検査結果通知書(審査結果通知書)の写しを添付。

(ア) 「受注実績」の欄は、該当するものにチェックを入れる。該当する地域維持業務の業務名、発注機関名、工期・履行期間をそれぞれ記入すること。

(イ) 路線委託業務及び除雪等業務は、広島県、および「広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例」に基づき移譲された路線での市町発注業務に限る(※三次市への移譲路線は対象外。)

(ウ) 防潮扉等開閉業務は、広島県が発注した業務に限る。

(エ) 路線委託業務に、除雪等業務又は防潮扉等開閉業務が含まれている場合は、路線委託業務と重複して記載することができる。

(オ) 発注する事務所(支所)管内における業務を対象とする。

なお、令和6年度から安芸高田市の所管が西部建設事務所から北部建設事務所に変更されたことに伴い、本工事の工事箇所が次の市町の場合においては、評価対象となる「管内」の取扱いはおとりとする。

① 工事箇所が安芸高田市内の場合

- (1) 完了検査を受けた日：令和3年4月1日～令和6年3月31日

広島市、安芸高田市、江田島市及び安芸郡を北部建設事務所（支所は含まない）の管内として取り扱う。（※三次市は北部建設事務所の管内として取り扱わない。）

- (2) 完了検査を受けた日：令和6年4月1日～公告日の前日

三次市及び安芸高田市を北部建設事務所（支所は含まない）の管内として取り扱う。

② 工事箇所が三次市内の場合

- (1) 完了検査を受けた日：令和3年4月1日～令和6年3月31日

三次市を北部建設事務所（支所は含まない）の管内として取り扱う。

（※安芸高田市は、北部建設事務所の管内として取り扱わない。）

- (2) 完了検査を受けた日：令和6年4月1日～公告日の前日

三次市及び安芸高田市を北部建設事務所（支所は含まない）の管内として取り扱う。

③ 工事箇所が広島市、江田島市及び安芸郡内の場合

- (1) 完了検査を受けた日：令和3年4月1日～令和6年3月31日

広島市、安芸高田市、江田島市及び安芸郡を西部建設事務所（支所は含まない）の管内として取り扱う。

- (2) 完了検査を受けた日：令和6年4月1日～公告日の前日

広島市、江田島市及び安芸郡を西部建設事務所（支所は含まない）の管内として取り扱う。

5 総合評価に関する基準及び方法等

(1) 評価基準

各評価項目において自己採点表の評価基準に基づき評価する。なお、評価項目ごとの得点は、小数第1位止め（第2位を四捨五入）とする。

ア 提出様式第1号 技術資料・資格要件確認資料

- 提出様式第1号が未提出であった場合、商号又は名称の記入がないもの、工事名に誤りがあるものなど不適切な記入の場合は、入札を無効とする。

イ 技術提案 工期設定の適切性

- 提出様式第2号工程表により評価する（実績評価1・2型及び地域維持型、工期設定の適切性を設定していない場合は除く。）。
- 提出様式第2号が未提出、工程計画が未記入、予定工期を超えた提案などの不適切な記入であった場合は、入札を無効とする。
- 「工程管理に係る技術提案」欄に工期短縮の根拠となる理由の記入があり、発注者が見込んだ工期に対して工期短縮が見られる場合に評価する。
- 工程表に図示した内容と明らかな相違がある場合や、安全性に問題がある等、明らかに不適切（不可能）な短縮と考えられる場合は評価しない。

ウ 技術提案 実施方針

- 様式第3-1号 実施方針により評価する（実施方針を設定していない場合は除く）。
- 様式第3-1号が未提出であった場合、未記入で提出された場合又は当該工事とは無関係の事項が記載されるなど内容に間違いがある場合は、0点とする。
- 施工箇所における周辺環境、施工時期、施工条件、施工方法等の特性を踏まえた施工上の留意事項を把握しているかを評価する。
- 技術提案の「品質に関する課題」や「施工に関する課題」に関連する記述がない場合は、評価しない又は評価を下げることとする。
- 図表等や施工フローのみの記載や、品質・施工に関する課題へ記載した内容の転記等は評価しない。
- 文字が判読できない場合、用紙の規格や枚数が規定を満足しない場合、図表等の内容が確認できない、判読できない場合は、0点とする。

エ 技術提案 施工に関する課題・品質に関する課題

- 提出様式第3-2号施工に関する課題・品質に関する課題に係る技術提案により評価する。視点毎に個別評価を行う。
- 提出様式第3-2号が未提出（発注者が技術提案を求めた課題・視点について1つでも提出されていない課題・視点がある場合を含む。）であった場合、求めた課題とは異なる提案を行うなど、不適切な記入（求めた課題とは異なる提案、他の工事の提案を添付、1つでも白紙（空欄）で提出された場合等）の場合は、入札を無効とする。
- 文字が判読できない場合、用紙が規定の枚数を超える場合、図表やカタログ等の内容が確認できない、判読できない場合及び概算工事費（増加分）の内訳が記載されていない場合は、0点とする。
- 1視点に対し複数の提案がある場合、1つの枠内に複数の技術提案が記入されている場合は、0点とする。
- 複数の視点に対して同じ提案が記入されている場合は、それぞれの視点に対する効果等が不明確となり、評価しないまたは評価を下げることもある。
- 各項目（評価の視点、提案項目、提案内容、標準案との相違点、概算増加工事費、期待される効果及び提案の確実性）に明確な記入がない場合は、その技術提案は評価しない又は評価を下げることもある。

- ・ 施工箇所における施工条件、周辺環境、施工時期・方法等の地域・工事特性に配慮していない提案は評価しない。
- ・ 提案の理由が記載されていない場合は評価しない。
- ・ 期待される効果等の数値を示す場合で、その根拠が示されていない場合は評価しない。
- ・ 過度にコスト負担を要する提案と判断した場合は、より優位な評価はしない。
- ・ 工事目的物の変更を伴う技術提案については認めない。必要な施工方法等の変更に起因して設計図書の一部変更を伴う場合はこの限りではない。なお、変更箇所について標準案と同等以上の性質・機能を有することが確認できるよう記述することとし、この記述が無い場合は提案として認めない。
- ・ 記入された概算工事費（増加分）については、金額の大小で評価に差はつけない。
- ・ 技術提案が、実施方針を踏まえた内容となっていない場合は、評価しない又は評価を下げることとする（実施方針を設定していない場合は除く）。

オ 企業の施工能力 過去 15 年間の同種・同規模の施工実績【自己採点】

- ・ 提出様式第 4 号同種・同規模工事の施工実績、根拠資料により評価する（実績評価 2 型及び地域維持型は除く。）。
 - ・ 提出様式第 4 号が未提出であった場合は、企業の施工能力に関する評価項目を 0 点とする（カ～サにおいても同様とする。）。
 - ・ コリンズの登録内容確認書の写しだけでは内容が確認できない場合で、発注者が発行した建設工事施工実績証明書等の証明書が添付されている場合は、実績として認める（以降のその他の評価項目も同様とする。）。
 - ・ 提出様式第 4 号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、関連する実績・工事成績・表彰を評価しない。コリンズ登録番号を誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととする（カ・キにおいても同様とする。）。
 - ・ 企業の合併、事業譲渡があった場合は、コリンズにおいて承継先へ実績情報の移動が完了しているものについて、工事实績及び工事成績ともに承継先のものとして取り扱うこととする（以下の評価項目においても同様とする。）。
 - ・ 広島県関係とは、広島県及び広島県が関与する公的機関で県土木・建築工事成績評定基準又は国土交通省の請負工事成績評定要領に基づき評定を行っている機関（広島県道路公社、広島高速道路公社など）とする。広島県水道広域連合事業団については、令和 5 年 4 月 1 日以降に発注、又は完成検査を行った工事は対象としない（以下同様とする。）。

カ 企業の施工能力 企業の経験工事の工事成績評定点【自己採点】

- ・ 提出様式第4号企業の施工能力、根拠資料により評価する。
- ・ それぞれの経験工事について、工事成績評定通知書の写しがないもの、経験工事に該当しないもの（添付資料により内容が確認できないものを含む。）、または経験工事が「なし」のものについては、65点とする（3件に満たない場合、3件に満たない分の件数を1件65点とする。）。

経験工事の業種について、広島県建設工事等入札参加資格の業種とコリンズの業種が異なるものについては、次のとおり取り扱うものとする（以降のその他の評価項目も同様とする。）。

公告文の業種 (広島県建設工事等入札参加資格の業種)	コリンズに登録されている経験工事の内容
鋼構造物工事	○ 県入札参加資格の「鋼構造物工事」、「鋼橋上部工事」に該当する工事を経験工事として評価する。
鋼橋上部工事	○ 許可業種「鋼構造物工事」で、県入札参加資格「鋼橋上部工事」を主とする工事を経験工事として評価する（ゲートなどの「鋼構造物工事」や浮栈橋に付随する連絡橋等で「鋼橋上部工事」を主としない工事は経験工事として評価しない。）。
土木一式工事	○ 県入札参加資格の「土木一式工事」に該当する工事を経験工事として評価する。 ○ 許可業種「土木一式工事」の登録であっても、県入札参加資格の「プレストレストコンクリート工事」に該当する工事は経験工事として評価しない。
プレストレストコンクリート工事	○ 許可業種「土木一式工事」で、県入札参加資格「プレストレストコンクリート工事」を主とする工事を経験工事として評価する（小規模なプレテン工事で県入札参加資格「土木一式工事」に含めて発注した工事は経験工事として評価しない。）。
とび・土工・コンクリート工事	○ 県入札参加資格「とび・土工・コンクリート工事」に該当する工事を経験工事として評価する。 ○ 許可業種「とび・土工・コンクリート工事」の登録であっても、県入札参加資格の「法面処理工事」「解体工事」に該当する工事は経験工事として評価しない。
法面処理工事	○ 許可業種「とび・土工・コンクリート工事」で、県入札参加資格の「法面処理工事」に該当する工事を経験工事として評価する。県入札参加資格「とび・土工・コンクリート工事」「解体工事」に該当する工事は経験工事として評価はしない。

- ・ 業種区分「解体工事」の新設に伴う経験工事取扱いについては次のとおりとする（以降のその他の評価項目も同様とする。）。

公告文の業種 (広島県建設工事等入札参加資格の業種)	コリンズに登録されている経験工事の内容
解体工事	○ 許可業種「解体工事」「とび・土工・コンクリート工事」で、県入札参加資格の「解体工事」に該当する工事を経験工事として評価する。県入札参加資格「とび・土工・コンクリート工事」「法面処理工事」に該当する工事は経験工事として評価はしない（小規模な解体工事で県入札参加資格「土木一式工事」又は「建築一式工事」に含めて発注した工事は経験工事として評価しない。）。

- ・ 工事成績の得点については、工事 3 件の平均点を小数第 1 位止め（第 2 位を四捨五入）で算出した後に、評価項目の得点を算出する（以下同様とする。）。
- ・ **実績評価 2 型及び地域維持型は、過去 3 年間の最高点を評価**する。

キ 企業の施工能力 過去 2 年間の当該業種での優良建設業者の表彰・特別表彰【自己採点】

- ・ 提出様式第 4 号企業の施工能力に記入があった場合、広島県の調達情報に掲載している各年度の優良建設工事等被表彰者一覧で確認する。

ク 企業の施工能力 登録基幹技能者の配置【自己採点】

- ・ 提出様式第 4 号企業の施工能力により評価する（登録基幹技能者の配置の項目を設定していない場合は除く。）。
- ・ 自己採点表に示した登録基幹技能者が、該当する工事を現場で施工している間、常時配置される場合加点する。

ケ 企業の施工能力 自社施工【自己採点】

- ・ 提出様式第 4 号企業の施工能力により評価する（自社施工の項目を設定していない場合は除く。）。
- ・ 自己採点表に示す工種を、自社で雇用している社員のみで施工する場合加点する。

コ 企業の施工能力 「広島県建設分野の革新技術活用制度」又は「広島県長寿命化技術活用制度」登録技術の活用【自己採点】

- ・ 提出様式第 4 号企業の施工能力、根拠資料により評価する。
- ・ 提出様式第 4 号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、評価しない。コリンズ登録番号を誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととする。
- ・ 提出された根拠資料により、現場で登録技術を活用したことが判断できない場合は、「広島県建設分野の革新技術活用制度」又は「広島県長寿命化技術活用制度」登録技術の活用に関する評価項目を 0 点とする。
- ・ 提出様式第 4 号において、同一工事を複数記載された場合は、1 件の実績として評価する。

サ 企業の施工能力 ICT 活用工事の施工実績【自己採点】

- ・ 提出様式第 4 号企業の施工能力、根拠資料により評価する（ICT 活用工事の施工実績の項目を設定していない場合は除く。）。
- ・ 提出様式第 4 号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、評価しない。
- ・ 提出された根拠資料により、ICT 活用工事の施工実績が判断できない場合は、ICT 活用工事の施工実績に関する評価項目を 0 点とする。

シ 配置予定技術者の能力 主任(監理)技術者の保有する専門資格【自己採点】

- ・ 提出様式第 5 号配置予定技術者の能力、根拠資料により評価する。
- ・ 配置技術者を特定できず候補者を複数記入した場合、審査については、各候補者のうち配置予定技術者の能力の小計が最も低い者で評価する（以下同様とする。）。
- ・ 提出様式第 5 号が未提出であった場合は、配置予定技術者の能力に関する評価項目を 0 点とする（ス～ツにおいても同様とする。）。
- ・ 提出様式第 5 において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、関連する資格・若手又は女性技術者の配置・工事成績・実績・取組・表彰を評価しない。コリンズ登録番号を

誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととする（ス〜ツにおいても同様とする。）。

ス 配置予定技術者の能力 若手又は女性技術者の配置【自己採点】

- ・ 提出様式第5号配置予定技術者の能力、根拠資料により評価する。
- ・ 補助者を特定できず候補者を複数記入した場合、審査については、各候補者のうち「工事成績の平均（最高点）」、「同一業種工事の施工経験」及び「ICT活用工事の施工経験」の小計が最も低い者で評価する。

セ 配置予定技術者の能力 過去6年間の工事成績3件の平均点【自己採点】

- ・ 提出様式第5号配置予定技術者の能力、根拠資料により評価する。
- ・ 主任（監理）技術者、現場代理人または監理技術者補佐の場合についてのみ経験工事として認め、これら以外の従事役職は評価の対象外とする（例 担当技術者、低入札技術者等）。
- ・ 工期の全期間において従事していなければ評価しない（ただし、発注者からの一時中止により、コリンズに連続しない期間が生じる場合は、発注者からの一時中止の通知文の写しの添付があれば評価する。また、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間及び工事が予定より早く竣工したことにより、コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合は、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表及び検査結果通知書の写し等の添付があれば評価する。）。
- ・ 通知書の写しがないもの、経験工事に該当しないもの（添付資料により内容が確認できないものを含む。）、または経験工事が「なし」のものについては、65点として取扱う（3件に満たない場合、3件に満たない分の件数を1件65点とする。）。
- ・ 技術者が転職している場合などは、前会社の実績は根拠資料で確認できれば認めるものとする。
- ・ 産休育休の期間を加える場合において、資料が提出されない場合は、追加期間は認めない（ソ〜ツにおいても同様とする。）。
- ・ **実績評価2型及び地域維持型は、過去6年間の最高点を評価する。**

ソ 配置予定技術者の能力 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事又は同一業種工事の施工経験の有無【自己採点】

- ・ 提出様式第5号配置予定技術者の能力、添付資料により評価する。
- ・ 工期の全期間において従事していなければ評価しない（ただし、発注者からの一時中止により、コリンズに連続しない期間が生じる場合は、発注者からの一時中止の通知文の写しの添付があれば評価する。また、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間及び工事が予定より早く竣工したことにより、コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合は、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表及び検査結果通知書の写し等の添付があれば評価する。）。
- ・ 施工経験工事での従事役職が、監理技術者、主任技術者、現場代理人である場合、実績として評価する。「準じる技術者」の場合は、資料（施工体系図等）で、当該技術者が施工管理及び下請けの指導等に関する立場であったことが確認できれば実績として評価する。
- ・ 「低入札技術者」は実績として評価しない。

タ 配置予定技術者の能力 過去 15 年間の主任(監理)技術者の同一業種工事の施工経験の従事役職【自己採点】

- ・ 提出様式第 5 号配置予定技術者の能力、添付資料により評価する。
- ・ 「同一業種」の施工経験工事の従事役職は、主任（監理）技術者、現場代理人または監理技術者補佐の場合のみ評価する。
- ・ 工期の全期間において従事していなければ評価しない（ただし、発注者からの一時中止により、コリンズに連続しない期間が生じる場合は、発注者からの一時中止の通知文の写しの添付があれば評価する。また、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間及び工事が早く竣工したことにより、コリンズの契約工期と技術者の従事期間が異なる場合は、現場施工に着手するまでの期間が確認できる工程表及び検査結果通知書の写し等の添付があれば評価する。）。

チ 配置予定技術者の能力 過去 2 年間の継続教育（C P D）の取組み【自己採点】

- ・ 提出様式第 5 号配置予定技術者の能力、添付資料により評価する。
- ・ 継続教育（C P D）の状況は、過去 2 年間の取得単位を各学協会等（建設系 C P D 協議会加盟 19 団体対象）が証明した証明書をもって審査する。なお、全国土木施工管理技士会連合会の下部組織となる広島県土木施工管理技士会連合会が行う継続教育についても認めることとする。

ツ 配置予定技術者の能力 主任(監理)技術者が過去 2 年間の当該業種での優秀技術者等の表彰【自己採点】

- ・ 提出様式第 5 号配置予定技術者の能力に記入があった場合、広島県の調達情報に掲載している各年度の優良建設工事等被表彰者一覧又は若手優秀技術者被表彰者一覧で確認する。
- ・ 産休育休については、加えた対象期間内に完成・引渡しした工事で表彰されたものを評価対象とすることができる。

テ 配置予定技術者の能力 I C T 活用工事の施工経験【自己採点】

- ・ 提出様式第 5 号配置予定技術者の能力、根拠資料により評価する（I C T 活用工事の施工経験の項目を設定していない場合は除く。）。
- ・ 提出様式第 5 号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、評価しない。
- ・ 提出された根拠資料により、I C T 活用工事の施工実績が判断できない場合は、I C T 活用工事の施工経験に関する評価項目を 0 点とする。

ト 地域の精通性 地域内における主たる営業所又は自社工場の有無【自己採点】

- ・ 落札者決定基準（自己採点表）に記載の地域内における主たる営業所の有無を、入札参加資格者名簿及び入札参加資格認定通知書（主たる営業所の特例）で確認し評価する。
- ・ 落札者決定基準（自己採点表）に記載の地域内に自社工場がある場合は、提出様式第 6 号地域の精通性、根拠資料により評価する（プレストレストコンクリート工事、鋼構造物工事、鋼橋上部工事のうち工場製作を伴う工事に限る。）。

ナ 地域の精通性 過去 3 年間の地域内における同一業種の工事の施工実績【自己採点】

- ・ 提出様式第 6 号地域の精通性、根拠資料により評価する（実績評価 2 型及び地域維持型のみ。）。
- ・ 提出様式第 6 号が未提出であった場合は、地域内における同一業種の工事の施工実績の評価項目を 0 点とする。
- ・ 提出様式第 6 号において、必要な記入が無い場合、不適切な記入、添付資料で記入内容が確認できない場合は、関連する実績を評価しない。コリンズ登録番号を誤記入し、記入した工事名と異なる場合は、根拠資料がないこととする。

ニ 地域貢献の実績 過去1年間のボランティア活動の実績の有無【自己採点】

- ・ 提出様式第7号地域貢献の実績、根拠資料により評価する（実績評価1・2型及び地域維持型のみ。）。
- ・ 広島県の制度（マイロード・システム、ラブリバー制度）に限ることとする（他県、国、市町の制度は不可とする。）。
- ・ 活動実績が確認できる報告書等の写しは、（市町を経由して）事務所(支所)へ提出されたもののみ評価する（奨励金交付事業の活動実績報告書として、NPO法人ひろしまアダプトへ提出したものは評価しない。）。

ヌ 地域貢献の実績 過去5年間の地域維持業務の受注実績の有無【自己採点】

- ・ 提出様式第7号地域貢献の実績、根拠資料により評価する（実績評価2型(土木一式工事)及び地域維持型(土木一式工事)のみ。）。

【路線委託業務】

- ・ 広島県及び特例条例移譲路線を対象とする。三次市への移譲路線における業務は評価しない。

【除雪等業務】

- ・ 広島県及び特例条例移譲路線を対象とする。三次市への移譲路線における業務は評価しない。
- ・ 路線委託業務のうち、除雪又は凍結防止剤散布の業務が含まれている場合も評価する。ただし、凍結防止剤の配布・回収の作業のみの場合は評価しない。

【防潮扉等開閉業務】

- ・ 路線委託業務のうち、防潮扉等の開閉の業務が含まれている場合も評価する。

ネ 地域貢献の実績 過去4年間の災害復旧工事等の受注実績の有無

- ・ 広島県土木建築局が過去4年間（令和2年11月1日から令和6年10月31日）に完成検査を受けている災害復旧工事等の受注実績に応じて加点する（実績評価1・2型（土木一式工事）のみ。）。
- ・ 対象となる災害復旧工事等は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業、災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、特定緊急砂防事業、激甚災害対策特別緊急事業、河川等災害関連事業及び河川等災害復旧助成事業とし、応急仮工事は対象外とする。
- ・ 災害復旧工事等の実績は、令和7・8年度建設工事入札参加者資格者名簿に記載の実績とし、配点は応札者による相対評価とする。

予定価格（税込）	50百万円以上1億円未満	1億円以上
災害実績の評価方法	受注件数の合計（災害査定毎）	請負代金額の合計

- ・ 受注件数については、複数箇所をまとめて発注した工事は、査定箇所毎に1件とする。
- ・ 請負代金額については、通常事業と合わせて発注した工事は、通常事業も合わせた請負代金額とする。

ノ 施工体制評価

- ・ 当該工事の入札価格が調査基準価格以上の場合、評価する。

ハ 指名除外の状況【自己採点】

過去1年間（令和7年4月1日から令和8年3月31日）に、建設業者等指名除外要綱別表1、6(1)、6(2)、8(1)及び8(3)に該当する指名除外措置期間中であった業者について、評価点の減点（－1点）を行う。ただし、これに該当する業者の中で、指名除外措置の期間がその前年度あるいは翌年度にまたがる場合は、指名除外終了年月日から1年を経過する日の属する月の末日までに公告された工事について減点の対象とする。

(2) 総合評価の方法

ア 価格以外のその他の要素に係る評価項目ごとの技術資料の内容に応じ、加算点を与える。

なお、標準点（基礎点）を 100 点とし、総合評価落札方式各型式の加算点の最高点数は次表の点数とする。

実績評価 2 型	実績評価 1 型	技術評価 2 型	技術評価 1 型 (3 億円未満)	技術評価 1 型 (3 億円以上)	地域維持型
60 点	60 点	60 点	60 点	70 点	50 点

イ 総合評価は、標準点（基礎点）と加算点（各評価項目の得点の合計を各型式の最高点数に換算。換算した加算点是小数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）とする。）を合計した点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点 = 標準点（基礎点） + 加算点（価格以外の評価点の合計を各型式の最高点数に換算）

評 価 値 = 技術評価点 / 入札価格（税抜、単位：千円） × 1,000

ウ 求められる評価値は、小数第 4 位（第 5 位を四捨五入）とする。

(3) 落札者の決定方法

(2)の「総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

（一般競争入札（事後審査型）公告共通事項「8 落札者の決定方法」により落札者を決定する。）

(4) 評価内容の担保

受注者は、発注者からの指示が無い限り、技術資料の記入事項について原則として全て履行しなければならない。また、技術提案に記入された内容は、契約後に提出する施工計画書に反映させるものとする。

受注者の責により、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、工事成績評定点の減点を行うものとし、減点方法は工事成績評定表の「法令遵守等」において行うものとする。

6 自己採点方式

自己採点方式とは、発注者が定める評価項目について入札者が自己採点し、その得点とその他評価項目の得点を合わせた技術評価点及び入札価格をもとに算出した評価値が最も高い者について、技術資料を審査する。

(1) 概要	ア 技術資料の一部として「自己採点表」を提出する。 イ 提出された「自己採点表」と「入札価格」をもとに評価値を算出する。 ※ 技術評価 1・2 型における技術提案、実績評価 1・2 型における災害復旧工事等の受注実績及び施工体制評価の広島県採点分も含んで算出する。 ウ 最も高い評価値の者の技術資料を審査する。 エ 自己採点表の得点に誤りがあった場合、以下の基準に応じて各項目の評価値を決定する。 ・過大評価（技術資料審査の結果、得点が下がる場合）…1/2 点とする（審査後の得点×1/2）。 ・過小評価（技術資料審査の結果、得点が上がる場合）…修正しない（「自己採点表」における得点そのまま）。 オ 審査の結果、最も高い評価の者が変動する場合、再度最も高い評価の者の審査を行い、以降決定するまで繰り返す。
(2) 作成・提出	入札者は、各評価項目の自己採点を行い、本公告に添付の「自己採点表」の自己採点欄に記入して、技術資料の一部として提出する。 自己採点にあたっては、本公告の留意事項・評価基準、及び自己採点表の評価基準に留意すること。 ※県HP「広島県の調達情報」(https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp) から「自己採点表」の様式をダウンロードできます。この様式は、工事名・評価項目等を記載していないため、記入漏れ等に注意してください。
(3) 発注者の審査及び落札者の決定	入札者から提出された「自己採点表」の得点などと「入札価格」をもとに入札者全員の評価値を算出し、最も高い評価値の者についてのみ技術資料を審査する。 審査の結果、自己採点表に誤りがあった場合でも、最高評価値の入札者の変更がない場合は、当該入札者を落札候補者として決定する（あわせて資格要件の確認を行う。）。 ※ 技術評価 1・2 型における技術提案、実績評価 1・2 型における災害復旧工事等の受注実績及び施工体制評価の広島県採点分も含んで評価値を算出する。
(4) その他留意事項	ア 自己採点方式では、原則として提出された「自己採点表」等をもとに最高評価値の入札者が提出した技術資料のみを審査し、評価値が 2 位以下の者については審査を行わないため、公表する技術評価点及び評価値は正しいものとは限らない。 イ 「自己採点表」の工事名・工事場所・商号又は名称について、未記入の場合、誤りがある場合は、自己採点に関する部分の得点を 0 点とする。自己採点の結果が未記入（内容が確認できない場合を含む。）の項目については、その項目の得点を 0 点とする。 ウ <u>「自己採点表」の評価内容及び評価基準について、転記ミス等により発注者の求める内容と明らかに異なる内容となっている場合は、その評価項目は 0 点とする。</u> エ 「自己採点表」が未提出の場合は入札を無効とする。 オ 土木工事であるのに、営繕工事の「自己採点表」へ記入する等、自己採点が不可能となった場合、<u>又は適用型式と異なる型式の自己採点表での提出の場合は、自己採点に関する部分の得点を 0 点とする。</u> カ 配置予定技術者及び補助者が特定できず、複数人を候補とする場合は、配置予定技術者の能力の小計が最も低い者について自己採点を記入すること。 キ この「自己採点表」の未提出あるいは記入内容によって、以降の入札の指名等について不利益な取り扱いを行わない。 ク <u>工事成績の得点は、工事 3 件の平均点を小数第 1 位止め（第 2 位を四捨五入）で算出した後に、評価項目の得点を小数第 1 位止め（第 2 位を四捨五入）で算出する。</u>

7 苦情申立等

入札者で落札者とならなかったものは、落札者として選定されなかった理由の説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して 10 日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第 2 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）以内に、広島県建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき契約担当職員に申立てることができる。

8 評価内容の説明

入札者は、自らの評価内容についての説明を、契約担当職員が落札者の公表を行った日の翌日から起算して 10 日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第 2 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）以内に、広島県建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき契約担当職員に請求することができる。

9 技術資料のヒアリング

必要に応じて行う。

総合評価落札方式（実績評価1型） 落札者決定基準

自己採点表

商号又は名称：

発 注 者： 広島県西部建設事務所

自己採点（入札者欄）に各評価項目の自社の点数を記入すること。

工 事 名	令和8年度 一般国道 487号 道路改良工事（法面補修）								
工 事 場 所	江田島市江田島町 小用四丁目								
評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己採点 (入札者)				評価結果 (発注者)	
1 企業の施工能力	(1) 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績 同種・同規模工事：法面処理工事であって、繊維補強 ネット付工を含むもの	①広島市中区、南区、西区、安芸区、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町又は坂町内で、かつ広島県関係発注工事又は中国地方整備局発注工事の実績あり	2.0						
		②上記以外で公共発注機関の実績あり	1.0						
		③実績なし	0.0						
	(2) 過去3年間※の工事成績3件の平均点 (対象工事は当該業種の広島県関係又は中国地方整備局発注工事に限る)	①85点以上	6.0						
		②65点以上 85点未満 (6.0×(平均点-65)÷20)	6.0 ～0.0						
		③65点未満	0.0						
	注) 3件に満たない場合は、残りの件数全てを65点とする								
	(3) 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	①特別表彰の該当あり	2.0						
		②優良建設業者表彰の該当あり	1.0						
		③該当なし	0.0						
	(4) 登録基幹技術者の配置【選択】 登録基幹技術者：登録中の基幹技術者	①登録基幹技術者の配置あり							
		②登録基幹技術者の配置なし							
		③該当なし							
	(5) 自社施工 対象工程：法面処理工事（繊維補強ネット付工）	①自社施工あり	1.0						
②自社施工なし		0.0							
③活用実績あり（工事3件以上）		1.0							
(6) 過去2年間の「広島県建設分野の革新技術活用制度」又は「広島県長寿命化活用制度」登録技術の活用実績の有無	①活用実績あり（工事3件未満）	0.5							
	②活用実績なし	0.0							
	③活用実績あり（中国Light ICT 工事を含む）の施工実績あり								
(7) 過去2年間のICT活用工事の施工実績	①ICT活用工事の施工実績あり								
	②簡易型 ICT 活用工事（中国Light ICT 工事を含む）の施工実績あり								
	③施工実績なし								
小 計			12.0						
2 配置予定技術者の能力	(1) 主任（監理）技術者の保有する専門資格	①のり面施工管理技術者	1.0						
		②資格なし	0.0						
		③主任（監理）技術者	2.0						
	(2) 若手又は女性技術者の配置	①現場代理人	1.0						
		③配置なし	0.0						
		④85点以上	3.0						
	(3) 過去6年間※の工事成績3件の平均点 (対象工事は当該業種の広島県関係又は中国地方整備局発注工事に限る)	②65点以上 85点未満 (3.0×(平均点-65)÷20)	3.0 ～0.0						
		③65点未満	0.0						
		④広島県関係発注工事又は中国地方整備局発注工事の実績あり	2.0						
	(4) 過去15年間の主任（監理）技術者等の同一業種工事の施工経験の有無	②その他の公共発注機関の実績あり	1.0						
		③実績なし	0.0						
		⑤過去15年間の主任（監理）技術者等の同一業種の施工経験工事の従事経験	1.0						
	(5) 過去15年間の主任（監理）技術者等の同一業種の施工経験工事の従事経験	②現場代理人	0.5						
		③実績なし	0.0						
④40単位以上取得		1.0							
(6) 過去2年間の継続教育（CPD）の取組み (建設系CPD協議会加盟団体が運営する制度における学習実績)	②20単位以上40単位未満取得	0.5							
	③20単位未満取得、単位なし	0.0							
	①優秀技術者の被表彰者に該当	1.0							
(7) 主任（監理）技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者等の表彰に該当	②若手優秀技術者の被表彰者に該当								
	③該当なし	0.0							
	①主任（監理）技術者、監理技術者補佐または準じる技術者としてICT 活用工事の施工経験あり								
(8) 過去2年間のICT活用工事の施工経験	②主任（監理）技術者、監理技術者補佐または準じる技術者として簡易型 ICT 活用工事（中国Light ICT 工事を含む）の施工経験あり								
	③現場代理人としてICT 活用工事又は簡易型 ICT 活用工事（中国Light ICT 工事を含む）の施工経験あり								
	④施工経験なし								
小 計			11.0						
3 地域の精通性	(1) 地域内における主たる営業所の有無	①広島市中区、南区、西区、安芸区、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町又は坂町内に主たる営業所あり	1.0						
		②西部建設事務所（支所を除く）管内に主たる営業所あり	0.5						
		③上記地域内に主たる営業所なし	0.0						
小 計			1.0						
4 地域貢献の実績	(1) 西部建設事務所（支所を除く）管内における過去1年間のボランティア活動の実績の有無 (マイローテーションシステム、ラブラバー制度認定)	①認定され、活動実績あり	1.0						
		②活動実績なし	0.0						
		②過去4年間の災害復旧工事等の受注実績（土木一式のみ）【選択】							
小 計			1.0						
5 施工体制評価	(1) 調査基準価格以上で応札	①該当あり	5.0						
		②該当なし	0.0						
		小 計							5.0
6 指名除外の状況	(1) 過去1年間における指名除外措置の有無	①該当あり	-1.0						
		②該当なし	0.0						
		小 計							0.0
合 計			30.0						
標準点（基礎点）	100点								
加 算 点	（価格以外の評価点の合計を60点換算）								
技 術 評 価 点	標準点（基礎点）+加算点								
評 価 値	（技術評価点÷入札価格（千円））×1,000								

電子契約に関する事項（建設工事）

本件は、電子契約対象案件であり、その手続きは広島県電子契約実施要領に従って行う。

1 電子契約意向確認書

落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方決定）の日の翌日（広島県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その翌開庁日）までに、「電子契約意向確認書」を電子メール、FAX等により提出するものとする。なお、電子契約を希望しない場合においても、提出すること。

2 契約手続きに係る書類の提出

電子契約の場合、契約手続きに係る書類は次のとおり提出する。

（1）契約保証金の納付に係る書類

契約保証金の納付を要する場合、次のとおり必要な書類を提出する。

区 分	提出方法
契約保証金の納付	納記（広島県会計規則別記様式第36号の4。以下「納記」という。）を持参又は郵送により提出。納入通知書交付後、指定金融機関等の領収印のある納入通知書（領収証書）の写し（PDFファイル）を電子契約システムにより提出
契約保証金に代わる担保としての利付国債の提供	利付国債及び納記を持参又は郵送により提出
金融機関等の保証	○電子証書等の場合 電子証書等を閲覧するための契約情報及び認証情報（PDFファイル又はWORDファイル）を電子契約システムにより提出 ○紙の保証書等の場合 保証書等の写し（PDFファイル）を電子契約システムにより提出の上、原本を契約予定日までに持参又は郵送
公共工事履行保証証券による保証	
履行保証保険契約の締結	

（2）その他契約手続きに係る書類

次に掲げる書類の提出を要する場合、電子契約システムにより提出する。

- ・ 免税事業者である旨の届出
- ・ 経営事項審査の総合評価値通知書の写し
- ・ 建設リサイクル法関係書面（※）
- ・ 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知
- ・ 営業所の稼働実態の調査に関する資料

（※）電子契約システムのデータ送受信機能により提出し、電話等により工事担当課に対し内容の説明を行う。

機密情報の取扱いに関する事項（建設工事）

本件は、機密情報の取扱いを伴う工事であり、その取扱いは次のとおりとする。

1 工事実施上の留意事項

- (1) 本件工事を行うため機密情報を取り扱うに当たっては、別記「機密情報取扱特記事項」を守らなければならない。また、機密情報を電磁的記録で取り扱うに当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。
- (2) この契約による事務処理に当たっては、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。
- (3) 発注者から受注者に提供する情報及び本件工事において受注者が収集した情報について、目的外使用を禁止する。
- (4) 受注者において、情報セキュリティに対する意識の向上及び情報の漏えい等の防止のため、従業員等に対し適切な教育を行わなければならない。
- (5) 受注者は、工期中及び工事目的物の引渡し後も、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。
- (6) 個人情報を取り扱う場合は、この契約による事務処理に当たって、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の規定を遵守しなければならない。また個人情報保護法第 66 条第 2 項第 1 号に基づく安全管理措置を講じる必要がある。
- (7) 個人情報保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

2 機密データの保存等に関する申出書

本件工事の実施に当たって、機密情報が含まれた電磁的記録を取り扱う場合には、次のとおり、別記様式「機密データの保存等に関する申出書」（以下「申出書」という。）を提出すること。

(1) 提出方法等

ア 電子要領に基づく電子入札システムにより入札に参加する者は、入札の際に入札書とともに申出書を添付すること。

ただし、電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合は、書面により提出すること（両方での提出は認めない。）。

イ 書面によらない場合は、Microsoft Excel、Microsoft Word 又は Adobe Acrobat Reader で閲覧・印刷可能なものとする。

ウ 書面により入札に参加する者は、書面により申出書を作成し、次の事項を記載した封筒に封入して、入札書を提出する際に提出すること。

(ア) 提出者の商号又は名称

(イ) 誓約書、工事費内訳書及び申出書が在中している旨

(ウ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

エ 上記により難しい場合は、別に定める。

オ 共同企業体の場合は、申出書を構成員ごとに作成すること。

カ 随意契約においては、見積書を提出する際に提出すること。

(2) 未提出及び不備

ア 申出書を入札時に提出していない場合又は申出書に不備があった場合は、開札後、発注者が指定した提出期限内（依頼日から起算して概ね 3 日以内）に提出すること。発注者が指定した提出期限内に申出書の提出がない場合は、失格とし、落札者とししないものとする。また、当該入札者に対し指名除外措置を行うことがある。

イ 随意契約においては、申出書を見積書提出時に提出していない場合又は申出書に不備があった場合、発注者が指定した提出期限内に提出すること。発注者が指定した提出期限内に申出書の提出がない場合は、契約の相手方とししないものとする。また、当該相手方に対し指名除外措置を行うことがある。

令和 年 月 日

(住所)
(商号又は名称)
(代表者職氏名)

1 機密データの保存に使用する媒体等の名称 例 USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク、自社サーバ、レンタルサーバ、クラウドストレージ（複数該当する場合は、複数記載）	
2 機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地	☐ 日本国内のみ ☐ 日本国外（全部又は一部） （国名： ）
3 機密データの利用・保存先として、オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用予定の有無	☐ 有 （サービス名称： ） ☐ 無
4 生成A Iの利用予定の有無 ※ 本工事の機密データの取扱いについて、生成A I又は生成A Iを利用したサービスでの利用予定の有無を回答してください。また、有とした場合には利用する生成AIのサービス名を記載してください。	☐ 有 （サービス名称： ） ☐ 無
5 下請等の有無 ※ 今回請負予定の工事に関して機密データの取扱いを第三者に委任し、又は請け負わせる予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたり委任し、請け負わせる場合を含みます。）。	☐ 有 ☐ 無

- 1 この申出の内容は、入札等の結果に影響しませんが、機密データの保存等の状況により安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。
- 2 入札等の結果に基づき契約の相手方となった場合、契約後に別途「機密データの保存等に関する届出書」により、クラウドサービス及び生成AIの利用状況の詳細を届け出る必要があります(下請先等がある場合には、下請先等についても個別に届出書の提出が必要となります。)

機 密 情 報 取 扱 特 記 事 項

第 1 章 基本的事項

(機密情報)

第 1 受注者は、この契約による工事（以下「工事」という。）を行うに当たっては、提供方法及び媒体を問わず、本件工事を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得若しくは作成した情報（公になっている情報及び本契約後に公になった情報を除く。以下「機密情報」という。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、工事に関して知り得た機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

第 3 受注者は、機密情報を本件工事の実施のために必要な範囲において利用できるものとし、発注者の指示又は承諾があるときを除き、利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製又は加工)

第 4 受注者は、発注者が禁止している場合を除き、本件工事の実施のために必要な範囲において機密情報を複製又は加工することができるものとし、複製又は加工により生じた情報についても本契約に基づく機密情報として取り扱うものとする。

(安全管理措置)

第 5 受注者は、機密情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第 6 受注者は、工事に従事している者（正社員のほか、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、工事を行うために取り扱う機密情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育の実施)

第 7 受注者は、機密情報の情報セキュリティに対する意識の向上及び漏えい等の防止のため、従事者に対し適切な教育及び研修を行わなければならない。

(機密情報の持ち出しの禁止)

第 8 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、機密情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(下請等に当たっての留意事項)

第 9 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（二以上の段階にわたり委任し、又は請け負わせる場合を含む。以下「下請等」という。）る場合には、下請等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知すると

もに、この契約に基づく機密情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(下請等に係る連帯責任)

第10 受注者は、下請等の相手方の行為について、下請等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(下請等の相手方に対する管理及び監督)

第11 受注者は、下請等に付する場合には、下請等に付する工事又は業務における機密情報の適正な取扱いを確保するため、下請等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(機密情報の返還、消去又は廃棄)

第12 受注者は、機密情報及び機密情報が記録された媒体等について、工事目的物の引渡し後(建設業法施行規則(以下、「規則」という。)第二十六条第五項に定める図書については、規則第二十八条第二項に定める保存期間経過後)に、発注者の指定した方法により、直ちに返還、消去又は廃棄しなければならない。また、発注者から求められた場合にはその状況を報告しなければならない。工事目的物の引渡し後、返還、消去又は廃棄するまでの間における機密情報の取扱いについては、本特記事項を遵守するものとする。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、工事を行うために取り扱う機密情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。また、機密情報の適切な管理を確保するため必要と認められる場合には、受注者に対し必要な指示を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 受注者は、工事に関し機密情報の漏えい等若しくは機密情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること(下請等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

(存続期間)

第17 本特記事項の効力は本件工事に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第2(秘密の保持)、第12(機密情報の返還、消去又は廃棄)、第14(漏えい等の発生時における報告)及び第16(損害賠償)の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するものとする。

(協議事項)

第18 本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

第2章 個人情報の取扱いに係る特約

(趣旨)

第1 本件工事を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得又は作成した機密情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法に基づき個人情報を取り扱うとともに、本特記事項第1章の規定に加えて、本章の規定を遵守しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第2 受注者は、工事を行うに当たっては、個人情報保護法に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(取得の制限)

第3 受注者が工事を行うに当たって個人情報を取得する場合には、工事を行うために必要な範囲として発注者が指定した範囲を超えて、個人情報の取得及び保有を行ってはならない。

(利用目的の明示)

第4 受注者が工事を行うに当たって本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、発注者の指示に従い、個人情報保護法第62条に規定する利用目的の明示等の必要な措置を行うものとする。

(安全管理措置)

第5 受注者は、個人情報保護法第66条第2項の規定に従い、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第6 受注者は、個人情報取扱作業責任者及び従事者に対して、個人情報の保護及び個人情報取扱業務の適切な遂行のために必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(下請等)

第7 受注者は、下請等に付する場合には、下請等の相手方に対し、本章の規定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとし、下請等の相手方の行為について、下請等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

別記

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1 この特記事項は、受注者が工事を行うに当たって、機密情報取扱特記事項第1章第1に規定する「機密情報」が含まれた電磁的記録を取り扱う場合の特則を定めるものであり、受注者は、機密情報取扱特記事項と合わせて本特記事項を遵守しなければならない。

(基本的事項)

第2 受注者は、工事を行うに当たっては、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(安全管理措置)

第3 受注者は、機密情報を含む電磁的記録（以下「機密データ」という。）の取扱いに当たっては、機密データの漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等の防止のために、必要かつ適正な管理（以下「安全管理措置」という。）を行うものとする。

(作成、複製又は加工)

第4 受注者が、機密データを作成、複製又は加工（以下「作成等」という。）しようとする場合には、本件工事の実施のために必要な範囲において行うものとし、作成等の途上で生成される情報についても、第3と同等の安全管理措置を講じなければならない。また、作成等の途上で不要となった情報については、随時消去するものとする。

(機密データの保存等に係る届出)

第5 受注者はあらかじめ、工事の実施において取り扱う機密データの保存先等の情報（オンラインストレージ等のクラウドサービスを使用している場合に当たっては、利用契約先の情報等を含む。）を別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うものとする。

(機密データの持出等の禁止)

第6 受注者は、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、機密データの社外への持出及び第5により届出を行っていないオンラインストレージ等のクラウドサービス上に保存する行為を行ってはならない。ただし、設計図書に定める現場における作業のため機密データを持ち出す場合は、あらかじめ発注者の承認を得たものとみなす。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 受注者は、機密データの工事实施の目的以外の目的による利用及び第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等及び同条第4号の2に規定する親会社等を含む。）への提供を行ってはならない。

(生成A Iの利用)

第8 受注者は、本契約に基づく工事实施のため、生成A I（文章、画像、プログラム等を生成できるA Iモデルをいう。以下同じ。）又は生成A Iを利用したサービス（以下「生成A I等」という。）において機密データを取り扱う場合には、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 受注者は、本工事に関して入力した内容が生成A I等の学習に利用されない生成A I等を使用すること。
- 2 生成A I等を利用して作成した納品成果物については、生成A I等を利用している旨を発注者に明示して納品すること。
- 3 利用する生成A I等に関する情報をあらかじめ別記様式により発注者に届け出るとともに、内容に変更が生じた場合には、速やかに再度の届出を行うこと。

(教育の実施)

第9 受注者は、機密データを取り扱う従事者に対し、別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を理解し、実践するために必要な情報セキュリティに係る教育及び訓練を実施するものとする。

(下請等に当たっての留意事項)

第10 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（二以上の段階にわたり委任し、又は請け負わせる場合を含む。以下「下請等」という。）る場合には、下請等の相手方にこの特記事項及び別紙「受託者向け情報セキュリティ遵守事項」を遵守させなければならない。

(下請等に係る連帯責任)

第 11 受注者は、下請等の相手方の行為について、下請等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(機密データの返還等)

第 12 受注者は、本契約による工事を行うために利用又は作成した機密データについて、工事目的物の引渡し後（建設業法施行規則（以下、「規則」という。）第二十六条第五項に定める図書については、規則第二十八条第二項に定める保存期間経過後）直ちに、返還又は消去を行うものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。工事目的物の引渡し後、返還又は消去するまでの間における機密情報の取扱いについては、本特記事項を遵守するものとする。

(下請等の相手方からの回収等)

第 13 受注者が下請等の相手方に機密データを提供した場合において、受注者は、工事目的物の引渡し後直ちに下請等の相手方から機密データを回収し、又は下請等の相手方に消去させるものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告等)

第 14 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は下請等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他のセキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合（下請等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る工事を取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第 15 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は下請等の相手方に対して立ち入り検査（発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第 16 発注者は、本契約に係る工事に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（下請等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第 17 発注者は、本契約に係る受注者の工事の実施に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第 18 受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

(存続期間)

第 19 本特記事項の効力は本件工事に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第 12（機密データの返還等）、第 13（下請等の相手方からの回収等）、第 14（報告等。ただし、第 1 項の規定を除く。）及び第 18（損害賠償）の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するものとする。

(協議事項)

第 20 本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

受託者向け情報セキュリティ遵守事項

1 趣旨

この受託者向け情報セキュリティ遵守事項は、情報セキュリティに関する特記事項（以下「特記事項」という。）に基づき、受注者が工事を行う際の細則及び具体的な手順を定めたものであり、受注者は特記事項と合わせて遵守する義務を負う。

2 機密データの管理・保管及び持出

(1) 管理・保管

受注者は、本契約に係る工事の実施に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

(2) 持出

受注者は、特記事項第6（機密データの持出等の禁止）に基づき、あらかじめ発注者の承認を得て機密データを社外へ持ち出す場合には、機密データを出力又は保存した機器又は媒体について盗難及び紛失が発生しないよう十分な対策を講じるとともに、機密データの暗号化又は電子ファイルを開くためのパスワードを設定するなど第三者への漏えい等を防ぐための安全管理措置を講じること。

3 クラウドサービスの利用

(1) 事前の届出

受注者は、オンラインストレージ等のクラウドサービス（以下「クラウドサービス」という。）を利用して機密データを取り扱う場合には、特記事項第5（機密データの保存等に係る届出）に基づき事前に届出を行ったクラウドサービスを利用するものとする。また、利用するクラウドサービスを変更しようとする場合には、あらかじめ再度の届出を行うものとする。

(2) 提供事業者によるアクセス等

受注者がクラウドサービスにおいて機密データを取り扱う場合には、当該クラウドサービスの提供事業者による機密データのアクセス若しくは利用等が可能な契約又は利用規約とされているクラウドサービスを使用してはならない。ただし、発注者から承諾がある場合にはこの限りではない。

(3) 機密データの消去等

受注者は、工期中にクラウドサービスにおいて取り扱う機密データについて、不要となった時点で随時に機密データの消去を行うとともに、工事目的物の引渡し後はデータの消去又は暗号鍵を削除する等の対応により、保存した機密データが復元困難となる措置を講じること。

4 情報機器等の管理

(1) 情報機器

受注者は、機密データを取り扱う機器（ノートPC及びタブレット等の端末、サーバ等）をネットワークに接続して使用する場合には、セキュリティ対策ソフトの導入等により外部からの侵入及び漏えい等を防止するための必要な対策を講じるとともに、OS及びソフトウェアを最新の状態に更新するなど、セキュリティの脆弱性に関する対策を講じなければならない。

(2) ネットワーク接続

機密データを取り扱う機器又は情報システムを外部のネットワークと接続して利用する場合には、取り扱う機密情報の重要性に応じて、適正なセキュリティ対策を講じること。

5 パスワード管理

機密情報の保管・管理、電子ファイルの閲覧制限、情報システムの管理その他のセキュリティ対策のため、パスワードによる管理を行う場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 従事者個人に割り当てられたパスワードは当該従事者以外の者に漏れることがないように適切に管理すること。
- (2) パスワードが流出したおそれがある場合には、受注者におけるセキュリティ管理者に速やかに報告するとともに、パスワードを変更する対応を行うこと。

6 情報の送受信

受注者が、発注者又は発注者が送付先として指定した者を送り先として機密データを含む情報を送受信する場合には、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 電子メール
 - ア 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
 - イ 発注者が送付先として指定したメールアドレスが複数ある場合の送信については、送付先のメールアドレスを BCC に入れる又は個別送付が可能なソフトウェアを利用するなど、送付先のメールアドレスの漏えいを防ぐための適切な対策を講じること。
- (2) ファイル交換・転送サービス
 - ファイル交換・転送サービスによる送受信を行う場合は、発注者が指定したサービスとすること。
- (3) オンラインストレージ
 - オンラインストレージを利用して送受信を行う場合には、発注者が指定したオンラインストレージを利用すること。

7 従事者の教育

特記事項第 9（教育の実施）に基づき、受注者は次の事項を遵守すること。

- (1) 従事者の教育状況の管理
 - 受注者において、本工事の従事者が適切な教育及び訓練を受けた者であるか確認すること。また、工期中であっても、教育状況が不十分と思われる事案が生じた場合は、追加の教育及び訓練を実施すること。
- (2) 教育状況の報告
 - 受注者は、本契約の期間中に発注者が従事者の教育状況の確認を求めた場合には、教育及び訓練の内容、実施日時並びに受講状況等を報告すること。
- (3) 下請先等の従事者
 - 下請先等の従事者の教育状況について発注者が確認を求めた場合には、(2)の報告に代えて、受注者が下請先等の教育状況を確認した方法及び内容について報告すること。

8 機密情報の漏えい・紛失の防止策の徹底

受注者は、機密情報の漏えい・紛失を防止するため、次の事項に留意するとともに、機密情報を取り扱う従事者に対し適切な指示及び監督を行うこと。

- (1) ノート PC 等のモバイル端末の社外利用
 - ノート PC 等のモバイル端末を社外で使用する場合には次の事項を遵守すること。
 - ア ノート PC 等のモバイル端末を第三者が使用することがないように、利用認証等の適切なセキュリティ対策を行うこと。
 - イ ノート PC 等のモバイル端末に直接機密データを保存する場合には、データ暗号化等による紛失・盗難時の対策をとること。
 - ウ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件工事と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、ノート PC 等のモバイル端末を利用しての業務を行わないこと。
 - エ 公衆 Wi-Fi 等の不特定多数の者が利用可能なネットワークに接続しないこと。
 - オ ノート PC 等のモバイル端末の紛失及び盗難に十分注意するとともに、短時間であっても部外者が立ち入る恐れのある共用スペースや車内に放置しないこと。
 - カ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へのノート PC 等のモバイル端末の持込みを行わないこと。

(2) 書類の取扱いについて

機密データを印刷した書類については、次のとおり取り扱うこと。

- ア 機密データを書類として出力する場合には、情報の流出防止のため、必要最低限の範囲に限るものとし、不要となった時点でシュレッダー等による廃棄を行うこと。
- イ 飲食店、公共施設、休憩所など、本件工事と関わりのない不特定多数の者が利用する場所において、当該書類を用いた業務を行わないこと。
- ウ 発注者の承諾がある場合を除き、第三者への閲覧、複写又は提供を行わないこと。
- エ 盗難及び紛失の防止のため、酒席へ当該書類の持込みを行わないこと。

(3) その他の禁止事項

- ア 不特定多数の者が立ち入る場所で携帯電話等の通話手段を利用する場合には、機密情報が含まれる内容を話してはならない。
- イ 部外者が聞き取る可能性がある場所（公共交通機関、エレベータ、食堂、飲食店、家庭内など）で本件工事に係る内容を話してはならない。
- ウ 発注者の承諾がある場合を除き、ソーシャルメディアにおいて本工事に係る内容及び本工事を推察できる内容の発信を行ってはならない。

9 セキュリティ事案発生時の連絡・対応

受注者は、本工事に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合の連絡・管理体制をあらかじめ定めるとともに、情報セキュリティインシデントの発生又は発生したおそれがある場合には次の対応を行わなければならない。

(1) 一報

受注者は、発注者が指定した連絡窓口へ、最初に事案を認識した時点から 60 分以内に一報の連絡をすること。

(2) 続報

一報後、発注者が求める事項について、速やかに続報の連絡を行うこと。

(3) 受注者による公表

情報セキュリティインシデント事案の発生について受注者が公表する場合には、事前に発注者に対して公表を行う旨の連絡をするものとする。ただし、損害の発生が生じる可能性があり急を要するなど、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

機密データの保存等に関する届出書

令和 年 月 日

(住所)
(商号又は名称)
(代表者職氏名)

令和 年 月 日付け「 工事請負契約」に係る工事の実施において取り扱う機密データの保存等について次のとおり届け出ます。

1 機密データの保存に使用する媒体等の名称 例 USBメモリ、社内PC内ストレージ、外付けハードディスク、自社サーバ、レンタルサーバ、クラウドストレージ（複数該当する場合は、複数記載）	
2 機密データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地等 例 米国、システム管理に関するログ情報を保管	☐ 日本国内のみ ☐ 日本国外（全部又は一部） （国名） （日本国外に保存する機密データの概要）
3 オンラインストレージ等のクラウドサービスの利用の有無 ※ 利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。	☐ 有 （利用契約先の情報） ア サービス名称 イ 利用契約先の名称 ウ 機密データの物理的保存先に係る情報等 ☐ 無
4 利用するオンラインストレージ等のクラウドサービスの第三者認証の情報 ※ 3が「有」の場合のみ記載してください。 ※ 利用契約先が複数ある場合には、サービスごとに記載してください。	☐ 有 （第三者認証の名称： ） ☐ 無

5 生成A Iの利用の有無 ※ 本工事の機密データの取扱いについて、生成A I又は生成A Iを利用したサービスでの利用の有無を回答してください。また、有とした場合にはアからウについて記載してください。	☐ 有 ア 利用サービス名 イ サービス提供事業者 ウ 生成A Iを利用する業務及び作業の具体的内容 ☐ 無
6 下請等の有無 ※ 本契約に係る工事に関して機密データの取扱いを第三者に委任し、又は請け負わせる予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたり委任し、又は請け負わせる場合を含みます。）。 ※ 施工体制台帳に記載する下請先等の名称・内容は記載不要です。	☐ 有 （下請先等の名称） （下請先等に委任し、又は請け負わせる具体的な内容） ☐ 無

※ 今回の届出事項に変更があった場合には、再度届出を行ってください。

【注記事項】

- 1 機密データの保存等の状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、機密データの保存方法等について変更を求める場合があります。
- 2 下請先等がある場合には、当該下請先等もこの届出書を提出する必要があります。

材料費等の記載がない工事費内訳書に対する取扱いの厳格化について（お知らせ）

令和 7 年 12 月 12 日、建設業法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）の全面施行により、入札時に提出する工事費内訳書への材料費等の記載が義務化されたところですが、令和 8 年 6 月 1 日以降に指名・公告する工事から、記載がない場合は失格とします。

1 材料費等の記載がない工事費内訳書に対する取扱い

工事費内訳書の様式を改正し、材料費等の記入欄を追加します。また、材料費等の記載が無い場合は原則として失格として取り扱います。

(工事費内訳書への記載イメージ)

工事費の内訳						
費目・工種明細など	規格 1・規格 2	単位	数量	金額（円）	技術提案の内容	

直接工事費のうち、材料費

直接工事費のうち、労務費

現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額(※)

現場管理費のうち、建退共制度の掛金

工事原価のうち、安全衛生経費

円

円

円

円

円

記載がない場合

失格

※ 建築工事の場合は「工事原価のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額」

2 適用日

令和 8 年 6 月 1 日以降に指名・公告する工事から

3 その他

記載方法等については、別紙「工事費内訳書への材料費等の記載について」を参考にしてください。

工事費内訳書への材料費等の記載について

1 各項目について

経費	内容																												
材料費	○ <u>工事の施工に直接使用される材料の調達費用</u> を指します。具体的には、木材、鉄筋、セメント、ガラスなど、工事の完成に直接的に投入される材料の費用です。																												
労務費	○ <u>工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受け取るべき賃金の原資</u> となる費用です。 ○基本給相当額（基本給、出来高給）、各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）、実物給与（通勤用定期、食事の支給）、臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）が含まれます。 ○また法定福利費（雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金）のうち、被保険者負担分を含みます。それ以外の費用は含まれません。																												
法定福利費 (事業主負担分)	○ <u>健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料のうち、現場労働者の事業主負担分</u> を指します。 <table><tr><td></td><td colspan="2">健康保険</td><td colspan="2">厚生年金保険</td><td>雇用保険</td><td>労災保険</td></tr><tr><td></td><td>健康保険料</td><td>介護保険料</td><td>厚生年金保険料</td><td>子ども・子育て拠出金</td><td>雇用保険料</td><td>労災保険料</td></tr><tr><td>事業主負担分</td><td>法定福利費</td><td>法定福利費</td><td>法定福利費</td><td>法定福利費</td><td>法定福利費</td><td>法定福利費</td></tr><tr><td>本人負担分</td><td>労務費</td><td>労務費</td><td>労務費</td><td>—</td><td>労務費</td><td>—</td></tr></table>		健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険		健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	雇用保険料	労災保険料	事業主負担分	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	本人負担分	労務費	労務費	労務費	—	労務費	—
	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	労災保険																							
	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	雇用保険料	労災保険料																							
事業主負担分	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費																							
本人負担分	労務費	労務費	労務費	—	労務費	—																							
建退共制度の掛金	○ <u>建設業退職金共済制度の掛金</u> を支払うために必要な経費です																												
安全衛生経費	○ <u>労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費</u> です。 ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。																												

2 記載方法等について

経費	記載方法等
材料費	○ <u>主要な材料費は必須</u> とし、雑材料、建設機械の燃料費、仮設材の賃貸料金は任意とします。
労務費	○ <u>積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上してください。</u> ○建設機械の運転労務は任意とし、現場技術職員等の給与・手当や資材搬入の運転労務は計上不要です。
法定福利費 (事業主負担分)	○国土交通省HPに掲載された「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」や「各団体が作成した標準見積書」等を参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html
建退共制度の掛金	○ <u>建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合（※）は、必要金額を記載してください。</u> (※)・下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合 ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合 ○ <u>建退共制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合（建退共以外の退職金制度（中退共、特退共等）の場合等）は、金額の欄に「－」と記入してください（空欄の場合、失格になります）。</u>
安全衛生経費	○次の3つの算出方法のいずれかにより計上してください。 ① <u>個別積み上げ計上</u> 個別工事現場において必要となる安全衛生経費を個別に積み上げる。 ② <u>経費率計上</u> 個別積み上げが困難な場合、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて計上する。 ③ <u>①と②の合算</u> ○別表「安全衛生経費の考え方（土木工事の場合）」や、国土交通省HPに掲載された「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」、「先行工種の標準見積書」等も参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

※ 工事箇所が複数ある場合は、合計の金額を記載してください。

各経費の見積りに当たっては、労務費に関する基準ポータルサイトに掲載された専門工事業者向けの「様式例」や「書き方ガイド」等も参考にしてください。

＜労務費の基準ポータルサイト＞

<https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/about/concept>

別表「安全衛生経費の考え方」（土木工事の場合）

（出典：労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン

費用区分		主な内容		細目	
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等）に示されているもの）	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱	
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）	
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）	
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板	
		交通規制		・ 交通誘導警備員	
		仮囲い		・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート	
間接工事費	共通仮設費	準備費	調査費用	・ 埋設物調査試験ほか	
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
				監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
			安全管理等に要する費用	安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
				保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
				作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） ・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具
			警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計	
		営繕費		倉庫、材料保管等に要する費用	・ 火薬庫など
		現場環境改善費		・ 照明器具、熱中症対策設備	
		現場管理費	疾病・衛生対策費		・ 健康診断（一般・特殊健診）
安全訓練研修等に要する費用			・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT		

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター
注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

3 算出が困難な場合

材料費、労務費、建退共制度の掛金、安全衛生経費については、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、次のとおり記載してください。
（空欄の場合、失格になります）。

（全額計上が困難）
「算出不能」、「計上不可」等と記載
（一部計上が困難）
計上可能な分のみ記入し、「***（一部計上）」円等と記入

（例）直接工事費のうち、材料費
直接工事費のうち、労務費

***（一部計上）円

算出不能円

※「算出が困難な場合」とは、適用された積算方式において各経費を分離することが困難な場合を想定しており、単に下請事業者が未定、積み上げ対象が多岐に渡る等の理由による場合は含みません。
※ 法定福利費はこの取扱いの対象外です

建設業労務費取扱いガイドライン（令和5年10月版）